

い　か　わ

Bande
つ・な・が・り

ChatGPTによると

携帯電話は20世紀末から21世紀初頭にかけて急速に進化してきました。

初期の携帯電話(1970年代 - 1980年代): 初期の携帯電話は大きくて重く、通話品質も限られていました。1973年には、モータローラのマーティン・ケーパーが初の携帯電話通話を行いました。しかし、これらの初期の携帯電話は高価で、一般の人々には利用が難しかった。

アナログ携帯電話(1980年代 - 1990年代): 1980年代には、携帯電話のサイズが小さくなり、通話品質も向上しました。ただし、通話時間にはまだ制限がありました。

デジタル携帯電話(1990年代): 1990年代には、デジタル技術が普及し、国際的なローミングも可能になりました。スマートフォンの登場(2000年代中盤)により、携帯電話のサイズがさらに小型化され、多機能化が進みました。スマートフォンは、電話機能のほか、電子メール、インターネット接続など、多岐にわたる機能を備えています。

高速通信技術(2010年代以降): 2010年頃から、LTEなどの高速通信技術により、高速なデータ通信が可能になりました。

5G時代の到来(2020年代以降): 2020年頃から、5G技術による機種同時接続などを実現し、インターネット接続速度が飛躍的に向上しました。携帯電話は、その進化の過程で通信技術を支えてきました。

電話の普及が始まりました。これにより、通話時間が長くなることが可能になりました。

通話料金が広がりましたが、通信範囲や品質が向上しました。これにより、通信の品質が向上しました。

世界標準規格として、ITU-Rによって採用されました。これにより、通信の品質が向上しました。

スマートフォンが登場しました。これにより、電子メール、アプリケーションの実行などが容易になりました。

4G LTE (Long-Term Evolution) 技術により、データ通信速度が飛躍的に向上しました。4G LTE (Long-Term Evolution) 技術により、データ通信速度が飛躍的に向上しました。

5G技術により、より高速なデータ通信、低遅延、多機種同時接続などを実現し、インターネット接続速度が飛躍的に向上しました。

携帯電話は、その進化の過程で通信技術を支えてきました。



目 次

ご挨拶

石川県行政書士会会长 向井 隆郎	1
日本行政書士会連合会会长 常住 豊	2
石川県知事 駐 浩	3

令和5年度 定時総会・式典の開催報告	4
令和5年度 第2回・第3回 理事会報告	7
令和5・6年度 役員一覧表・組織任務分担表	8
特集 新体制発進／新役員所信	10
特集 令和5年奥能登地震支援活動報告	15
特集 会員数400名突破特別寄稿～これまでの3期を振り返る～	16
特集 日行連「一般倫理研修」の意義について	18
令和5年度 日本行政書士会連合会定時総会について	20
令和5年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会について	21
特集 自動車登録業務とデジタル化	22
特集 建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)の現状と課題 ～全国建設業担当者会議報告～	24
シリーズ デジタル化の波を乗り越える 第1回「デジタル化の基礎」	27
後洋平の常に前向き！～若手行政書士成長記～	28
「第31回全国女性行政書士交流会in いしかわ」開催のおしらせ	29
パブリシティ	30
支部だより	32
第1回支部長会報告	35
コスモス石川活動報告	
石川県外国人材受入サポートセンター活動報告	36
総務・経理部 活動報告	37
業務部 活動報告	38
社会貢献事業部 活動報告	39
広報・監察部 メディア・広報月間グループ 活動報告	40
広報・監察部 HP・SNSグループ「X(旧Twitter)の活性化を模索中」	
広報・監察部 監察グループ 活動報告	41
新しい20人の仲間紹介	42
会務日誌	44
会員のコーナー	47
会員の動き	48

令和5年度 石川県行政書士会 会長挨拶

ご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎

令和5年5月26日開催の令和5年度の定時総会におきまして、会長に再任致しました。この度の会長選舉に際しては、多数の会員の皆様からのご推举をいただき、誠にありがとうございました。改めて厚く御礼を申し上げるとともに、会員の皆様からのご期待に添えるよう新たな気持ちで精一杯努力する所存です。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられ、ようやく長いトンネルを抜けたような気がいたします。今年度は、御来賓の方々をお招きしての式典・懇親会のある定時総会も久しぶりに開催することができました。まだ、新型コロナウイルス自体がなくなったわけではありませんが、対面活動の自粛を余儀なくされていた3年間を考えると、感慨深いものがございます。

当会としましても、対面での無料相談会の開催、セミナーや出前講座への講師派遣、法教育の実施など全面的に再開し、行政書士制度の周知に努めてまいります。ただし、研修会のオンライン開催やオンラインによる無料相談会の実施は、今後も継続してまいります。コロナ禍の前後で社会も大きく変化いたしました。特にデジタル社会への変化は不可逆的なため、会務においても積極的に利活用するつもりです。会務資料のデジタルアーカイブ化、電子署名による決裁や議事録の署名、オンライン会議などは、すでに実施していますが、まだまだ便利なデジタルツールがございます。今後は、対面と非対面（デジタル）を、必要性に応じて使い分けていきます。

今年度、会員の皆様への重要なお知らせとしまして、一般倫理研修の義務化があります。日本行政書士会連合会（以下、「日行連」という。）会則が改正され、令和5年8月31日から、5年に一度の一般倫理研修の受講が全会員に義務化されます。日行連の中央研修所研修サイトにて配信される研修をオンラインで受講いただき、修了証を取得していただく必要がございます。この修了証がないと、以後、職務上請求書の購入がで

きなくなりますので、ご注意ください。なお、職務上請求書を購入しない会員の方にも受講義務がございます。このことは、何度も繰り返しお伝えしていますが、重要なため、改めてお伝えをいたします。

また、日行連の一般倫理研修とは別に、引き続き当会のコンプライアンス研修も実施いたします。令和元年12月4日、行政書士法の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されました。このことにより、行政書士に求められる社会的な使命が、より一層大きなものとなりました。これまで、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与すること」と「国民の利便に資すること」が、目的でした。語弊があるかもしれません、国民にとって便利な存在となることで、行政手続がスムーズにいくよう役に立つことが目的でした。そこに、「国民の権利利益の実現に資すること」が加わったことで、より国民の信頼を背負う立場になったといえます。

行政書士という資格者としての社会的地位の向上を図るためにも、充実した業務研修やコンプライアンス研修が欠かせません。毎年行っているものではありますが、内容のブラッシュアップを図ってまいります。

課題は他にも沢山ございますが、今年度選任されました新役員とともに一丸となって、諸課題の解決に取り組んでまいります。

今年度に入り、コロナ禍が終息したような雰囲気ではありますが、まだまだ感染が拡大しているようございます。会員の皆様におかれましては感染防止対策を続け、くれぐれもご自愛くださいますようお祈り申し上げます。

最後になりますが、行政書士制度の維持発展のため、会員の皆様方からの、より一層のご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、会長再任のご挨拶とさせていただきます。

令和5年度 日本行政書士会連合会 会長挨拶 「行政書士の新時代を創ろう」



日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

平素より、向井隆郎会長を始め、石川県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)の事業運営に対し、御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年度の日行連定時総会において実施された会長選挙及び役員改選を経て、新たな執行体制の下、鋭意事業の推進を図ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

私は「そうだ、行政書士に相談しよう!」という気運を全国標準にしたいと願っています。行政書士は、一般市民や中小企業者的人生や事業を成功に導くべく、リーガルサービスの町医者となり、総合医となり、課題を解決するときには専門医ともなって働くなければならないと考えます。

地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が生活圏にいる、事業者の営みに寄り添う、正に身近な良き相談相手として、地域に必要不可欠で有益な国家資格者となるよう、その位置付けを確固たるものにしてまいります。

そのためにも、会員一人一人が業務の確立した行政書士になれるように、許認可申請に代表される行政手続と相続業務などの市民法務の業務を会員の皆様に修得していただき、その活動ステージが拡がるように努めてまいります。

〈デジタル社会に向けて〉

現在、政府は、デジタル・ガバメント実現に向けた動きを加速しています。デジタル手続におけるなりすましを回避し、国民の権利利益を守り、行政手続の円滑化に資するために、行政書士の代理申請のラインを確保すべく、新会員管理システムの構築を図り、政府の国家資格等情報連携・活用システム(仮称)との連携を見据えています。引き続き、行政書士の特性を生かすことが行政手続のデジタル化推進につながることを、政府に提言してまいります。

また、行政書士業務に関連する様々な法改正等についても、意見を求められるようにするため、積極的に政策提言を行ってまいります。

今般、財産管理業務、成年後見人等業務が行政書士

業務であるとの通知を総務省から発出していただきました。市民法務分野における行政書士の活動の基盤整備が進みました。この分野におけるデジタル化への対応も進めていかなければならないと考えます。

〈行政書士法の改正に向けて〉

デジタル社会における行政手続は、事前審査から事後調査・救済にウェイトが移行するなど、進め方そのものが抜本的に変わるものではないかと考えています。

そこで、デジタル社会に機能する行政書士法の改正を推進してまいります。行政書士の特性を生かすべく、許認可申請であれば許可要件を立証する方法として、行政書士の事実証明の活用を目指します。また、国民の権利利益を守るためにも、事後調査・救済に関する行政書士の権限拡充を目指します。

そして、業務規定にある「報酬を得て」に関する要望項目について、理事会で決定された行政書士法改正要望項目を踏まえ、「行政書士制度に関する研究会」での議論も参考にして、具体的方針を取りまとめることを進めます。

〈地域密着型の国家資格者「行政書士」の確立へ〉

地域密着型の活動を地域において推進するために、現場が活動しやすいステージづくりを進めます。また多様化する国民のニーズに応えるために、他士業団体との連携を図ります。

これまでの様々な活動の結果、関係各所において、行政書士の活用への理解が進んでいると感じています。引き続き単位会、会員の皆様方から広く御意見をいただきながら、会長としてのトップセールスを強化し、デジタル社会における行政書士の役割を確固たるものとしてまいります。

結びに、貴会及び貴会会員の皆様の益々の御活躍を祈念いたしますとともに、今後とも、日行連の事業運営に対し御理解御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

石川県行政書士会令和5年度 知事挨拶 ～定時総会に寄せて～



石川県知事 駐 浩

石川県行政書士会の令和5年度定時総会式典が開催されますことを心からお慶び申し上げますとともに、今ほど、長年にわたる職務へのご功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方には、心からお祝いを申し上げます。

さて、昭和26年に発足した石川県行政書士会は、今では会員数が400名を超えるまでに発展を遂げられております。これもひとえに、皆様方が、県民の多様なニーズと信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表する次第であります。

とりわけ、県内各所で毎月開催されている無料相談会は、日常生活の中で起こるさまざまな課題について気軽に相談できる場となっており、行政書士の皆様方は、県民と行政をつなぐ懸け橋として、欠くことのできない存在となっておられます。

また、昨年は、県の関係施設や関係イベントにおいて、マイナンバーカードの申請代行を行っていただけ、カードの更なる普及促進に繋がりました。マイナンバーカードは、行政手続において、県民の利便性を向上させるものであり、ご尽力いただいた行政

書士会の皆様方には、この場をお借りして、感謝申し上げます。

引き続き、石川県行政書士会におかれましては、安全・安心な地域社会の実現に向けて、行政手続の専門家として、また、地域の頼れるアドバイザーとして、一層のお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。

結びに、本日、表彰を受けられました皆様には重ねてお祝いを申し上げますとともに、会員の皆様方の今後益々のご発展とご健勝をご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和5年度 定時総会・式典の開催報告

総務・経理部長 谷川 竜一

開催日時：令和5年5月26日(金) 14時00分
場 所：金沢ニューグランドホテル(金沢市南町4番1号)
司 会：総務・経理部 宮川敏彦副部長
議 長：勝尾 太一会員(金沢支部)
副 議 長：中川 大会員(金沢支部)
議 事 彙
署 名 人：野村 薫会員(金沢支部)
寺田 圭佑会員(金沢支部)
出 席 者：231名(本人出席57名、委任状出席174名)

令和5年5月26日に金沢ニューグランドホテルにおいて令和5年度定時総会が開催された。今年は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、コロナ禍以降は開催が見送られていた総会記念式典及び懇親会も4年ぶりに開催された。

なお、本総会に上程された議案は全て承認可決され、滞りなく全日程が終了した。

【令和5年度 定時総会】

〈次第〉

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長団選出
4. 議事録署名人選任
5. 議案審議



第1号議案 令和4年度事業報告及び承認について

第2号議案 令和4年度決算報告及び承認について
(監査報告)

第3号議案 令和5年度事業計画(案)承認について

第4号議案 令和5年度予算(案)承認について

第5号議案 令和5年度借入金の最高限度額決定について

第6号議案 役員の選任について

第7号議案 令和5年度日本行政書士会連合会総会
及び日本行政書士会連合会中部地方
協議会総会代議員選任について

第8号議案 その他

6. 議長団退任

7. 閉会の辞

〈開会の辞〉

谷川総務・経理部長による開会の辞によって本総会の開会が宣言された。

〈会長挨拶〉

向井会長は、冒頭に総会への出席及び総会開催の謝意を述べた後、昨年度の研修会事業としては業務研修会を13回、新人研修会を9回開催したことなどを報告した。

また、広報活動としては今年度中に本会ホームページをリニューアルする予定であることを紹介し、行政書士になりたいと思えるような内容や行政書士のことを広く一般の方々にも分かってもらえるような内容を盛り込んでいきたいとの決意を述べた。

社会貢献活動においては、昨年度の相談実績として生活衛生業の相談で68件、石川運輸支局の相談で



2,000件を超える相談を受け、マイナンバーカードの代理申請事業では329件の代理申請を行った旨の報告がなされた。

最後に、今後も様々な事業を通じて行政書士制度の発展と認知度向上を図っていきたいとの決意を述べ、出席者各位には慎重な審議を求め、挨拶を終えた。

〈総会成立宣言〉

総会員数400名のうち231名(本人出席57名、委任状出席174名)が出席し、本会会則第29条第1項の規定により、本総会が有効に成立することが宣言された。

〈議長団選出〉

議場の司会者一任の声に基づき、司会者から議長に勝尾太一会員(金沢支部)、副議長に中川大会員(金沢支部)が指名され、選任された。

〈議事録署名人の指名〉

議場の議長一任の声に基づき、議長から野村薰会員(金沢支部)、寺田圭佑会員(金沢支部)が指名された。

〈議案審議〉

第1号議案 令和4年度事業報告及び承認について

第2号議案 令和4年度決算報告及び承認について
(監査報告)

第1号議案及び第2号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われ、質疑の前に監事を代表して寺田隆監事(金沢支部)より監査報告が行われた。

また、第1号議案及び第2号議案については事前に質問書が提出されていたため、執行部による答弁の後、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第3号議案 令和5年度事業計画(案)承認について

第4号議案 令和5年度予算(案)承認について

第3号議案及び第4号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われた。

また、第3号議案及び第4号議案については事前に質問書が提出されていたため、執行部による答弁の後、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第5号議案 令和5年度借入金の最高限度額決定について

第5号議案については事前に質問書の提出が無かったため、直ちに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第6号議案

役員の選任について

議長が河越俊雄選挙管理委員会委員長に対して会長選挙に関する経過報告を求めたところ、河越俊雄選挙管理委員会委員長は向井隆郎会長の任期満了に伴う会長選挙の告示期間中の立候補届け出者は向井隆郎会員1名であり、その届出は適正適法であったので、役員選任規則第28条により向井隆郎会員の無投票当選が確定したことを報告した。

議長より、審議を一時中断して向井隆郎会員への会長選挙当選証書授与式を行う旨が述べられ、河越俊雄選挙管理委員会委員長から向井隆郎会員へ当選証書が授与された。

議長は審議を再開し、役員選任規則第3条により、副会長、理事及び監事の選任へと移行した。執行部より、役員選任規則第6条に基づき会長から推薦された副会長、各支部から推薦された役員及び会長から推薦された役員の候補者一覧を配布し説明した。

議長は、執行部よりなされた説明に対し議場に詰ったところ、質問はなく、拍手で承認された。

議長は、向井隆郎新会長から会長就任に際して発言が求められていることを述べ、向井隆郎新会長は、会長当選の御礼と会長就任にあたっての抱負を力強く述べた。

第7号議案

令和5年度日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会代議員選任について

令和5年度の日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会の代議員の選任については、会長に一任することが賛成多数で可決承認された。



第8号議案 その他

執行部より、その他の議案は無いことが説明された。

〈議長団退任〉

全議案の審議が終了したため、議長と副議長から退任の挨拶があり、議長団は退任した。

〈閉会の辞〉

午後3時13分、小山内社会貢献事業部長により閉会の辞が述べられ、令和5年度定時総会を閉会した。

【令和5年度 総会記念式典】

定時総会に引き続き、同会場において令和5年度総会記念式典が開催され、永年の行政書士業務に対する功績を讃えて8名に会長表彰が贈られた。

式典では木原(前)総務・経理部員の司会のもと、宮田副会長の開会の辞により開始され、物故会員への黙祷、向井会長の式辞の後、会長表彰が行われた。

○会長表彰受章者

〈業務歴通算20年以上〉(敬称略)

村田 憲泰(金沢支部)
亀山夕紀子(金沢支部)

〈役員歴通算6年以上〉(敬称略)

今村 和宏(金沢支部)
宮田 貢(金沢支部)
小山内俊平(金沢支部)
谷川 竜一(金沢支部)
壁 貞利子(金沢支部)
吉田 義明(加賀支部)

○祝辞(敬称略)

石川県総務部総務課長 岡田 孝
石川県議会議員 稲村 建男
日本行政書士会連合会 常任理事 大塚 謙二
日本行政書士政治連盟 副会長 竹田 黙
日本行政書士会連合会中部地方協議会 副会長 宮本 英泰

○来賓一覧(敬称略)

石川県総務部総務課長 岡田 孝
石川県議会議員 稲村 建男
日本行政書士会連合会 常任理事 大塚 謙二
日本行政書士政治連盟 副会長 竹田 黙
日本行政書士会連合会中部地方協議会 副会長 宮本 英泰



金沢公証人合同役場 公証人 澤田 正史

石川県司法書士会 副会長 塩谷 和人

北陸税理士会 石川県支部連絡協議会 副会長 宮川 知生

日本公認会計士協会北陸会石川県部会 部会長 南波 洋行

愛知県行政書士会 副会長 西堀 俊徳

岐阜県行政書士会 副会長 柴田 陽子

公益社団法人コスマス成年後見サポートセンター 石川

県支部 支部長 中川 大

当会相談役 的場 晴次

当会相談役 植 喜弘

○祝電披露(敬称略)

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

富山県行政書士会 会長 大塚 謙二

日本行政書士政治連盟 会長 井口 由美子

金沢弁護士会 会長 織田 明彦

石川県社会保険労務士会 会長 河智 昭彦

石川県土地家屋調査士会 会長 石野 芳治

三重県行政書士会 会長 若林 三知

福井県行政書士会 会長 坪川 貞子

一般財団法人建設業情報管理センター

ワイス公共データシステム株式会社

【懇親会】

総会記念式典終了後には懇親会が開催され、馳浩知事、稻村顧問県議、紐野顧問県議、久保金沢市議を始めとする多くのご来賓の皆様のご臨席を賜り、盛会裏に行われた。

また、懇親会中には今年度より新たに副会長及び部長に就任された方々より挨拶があり、各々が力強く抱負を述べた。

広報・監察部長 中川 幸雄

【令和5年度第2回理事会報告】

令和5年5月26日(金)の定時総会終了後、金沢ニューグランドホテル4階「相生」にて、令和5年度第2回理事会が開催され、「令和5年度事業方針」及び「各部・各委員会の役割分担」が決定された。



【令和5年度第3回理事会報告】

令和5年7月15日(土)午後1時30分より地場産業振興センター本館第8会議室にて、令和5年度第3回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に坂本明世理事、橘泰至理事が指名され、議事に入った。議題は次のとおりである。

1. 報告事項

(1) 日行連報告

向井会長より、日行連定時総会が開催され新役員が選出され、常住農会長が再任された旨の報告があった。また、石川会から提出した4本の質問について説明された。なお、決算報告に計算間違いがあったため、当会の小山内代議員より再計算のうえ議案の再提出を求める動議を出したが、僅差で否決された旨の報告もあった。

(2) 中地協報告

向井会長より、中地協定時総会が開催され、令和5・6年度は石川会が幹事会となるとともに、向井会長が中地協会長、小山内副会長が中地協副会長、今村副会長が中地協経理担当に選任された旨の報告があった。

(3) 各部・各委員会 実施事業報告

総務・経理部、広報・監察部、業務部、社会貢献事業部、行政書士試験実施対策委員会、苦情相談対策特別委員会、特定行政書士研修・考查実施対策特別委員会、申請取次行政書士管理委員会、ICT特別委員会、官民業務受託調査特別委員会、封印管理委員会、産学官連携推進委員会、暴力団等排除対策委員会の各部長及び各委員長から報告があった。

2. 審議事項

(1) 各部・各委員会 令和5年度事業実施計画

1(3)の各部・各委員会の各部長及び各委員長から、今年度の事業計画等について議案説明があった。その概略は以下のとおりである。

◆総務・経理部

- ・令和6年度定時総会(令和6年5月24日(金)で仮予約)をはじめとした会議開催
- ・開業セミナー(令和6年2月開催予定)
- ・文書電子化の推進・法規整備など

◆広報・監察部

- ・広報月間に向けた各種活動・会報誌の発行
- ・ホームページリニューアルの概要・部員追加など

◆業務部

- ・業務研修会計画・新人向け研修会計画
- ・専門業務研究会の開催日程など

◆社会貢献事業部

- ・奥能登地震の無料相談会・月例、広報月間等の無料相談会・各種防災訓練・コスモス石川
- ・外国人材受入サポートセンターなど

◆申請取次行政書士管理委員会

- ・研修講師派遣・出入国管理局への表敬訪問
- ・届出者名簿の作成など

◆官民業務受託調査特別委員会

- ・運輸支局相談員の諸問題改善など

◆封印管理委員会

- ・丁種封印の受託希望者への研修会及び考査(令和5年11月実施予定)など

◆産学官連携推進委員会

- ・デジタルデバイドに対する調査及び支援など

◆暴力団等排除対策委員会

- ・コンプライアンス研修会への参加など

◆その他委員会

- 例年通りの事業を実施する旨の説明があった。

(2) その他

全国女性行政書士交流会への協力依頼に対し、会報誌掲載などの協力をを行うことを決定した。

3. 協議事項

申請取次行政書士管理委員会より、申請取次を行う会員に対するコンプライアンス研修の義務付けについて継続協議したい旨の申し出があり、了承された。

以上、慎重審議の結果、全議案が可決承認された。



令和5・6年度 役員一覧表・組織任務分担表

役員一覧表(令和5・6年度) ●会長 向井 隆郎 ●副会長 寺分 努 今村 和宏 宮田 貢 小山内 俊平

	金沢支部推薦	小松支部推薦	加賀支部推薦	七尾支部推薦	輪島支部推薦	会長推薦
理事	川本 剛生 西山 忠 茅野 智勇 宮川 敏彦 東海林 勝 能田 真由美 西海 雅規 出見世 雅之 野村 薫 村上 充 寺田 圭佑 坂本 明世 橋 泰至	今井 邦彦 榎 和磨		田中 傑 林 正志	谷内 廣	谷川 竜一 (金沢支部) 宇野 敏彦 (金沢支部) 中川 幸雄 (金沢支部) 後 洋平 (金沢支部)
監事	寺田 隆	中道 啓司		高山 孝		
網紀委員	片山 義宏	近藤 守	佐々木 長正	北野 和喜夫	大森 千歌子	
選挙管理委員	丁子 泰征	前田 佳子	高内 新太郎	古川 久次	小幡 栄	

(敬称略)

組織任務分担(令和5・6年度) ●会長 向井 隆郎

	総務・経理部	広報・監察部	業務部	社会貢献事業部
担当副会長	今村 和宏(金沢)	寺分 努(七尾)	宮田 貢(金沢)	小山内 俊平(金沢)
部長	谷川 竜一(金沢)	中川 幸雄(金沢)	宇野 敏彦(金沢)	今井 邦彦(小松)
副部長	宮川 敏彦(金沢)	西海 雅規(金沢)	寺田 圭佑(金沢)	能田 真由美(金沢)
理事部員	西山 忠(金沢) 能田 真由美(金沢) 林 正志(七尾) 田中 傑(七尾) 野村 薫(金沢) 橋 泰至(金沢) 後 洋平(金沢)	東海林 勝(金沢) 出見世 雅之(金沢) 林 正志(七尾) 榎 和磨(小松) 坂本 明世(金沢) 寺田 圭佑(金沢) 後 洋平(金沢)	川本 剛生(金沢) 西山 忠(金沢) 西海 雅規(金沢) 榎 和磨(小松) 野村 薫(金沢) 村上 充(金沢) 橋 泰至(金沢)	谷内 廣(輪島) 茅野 智勇(金沢) 東海林 勝(金沢) 出見世 雅之(金沢) 田中 傑(七尾) 村上 充(金沢) 坂本 明世(金沢)
部員		中村 敏彦(輪島)		

※登録順(敬称略)

委員会（令和5・6年度）

	行政書士試験実施対策委員会	苦情相談対策特別委員会	綱紀委員会	選挙管理委員会	申請取次行政書士管理委員会	ICT特別委員会
委員長	茅野 智勇(金沢)	寺分 努(七尾)	片山 義宏(金沢)	丁子 泰征(金沢)	菅原 純平(金沢)	宮川 敏彦(金沢)
副委員長	宮田 貢(金沢)	今村 和宏(金沢)	近藤 守(小松)	前田 佳子(小松)	寺田 隆(金沢) 勝尾 太一(金沢)	西海 雅規(金沢)
委 員	谷川 竜一(金沢) 寺田 圭佑(金沢) 関野 陽子(金沢) 篠岡 隆史(金沢) 向井 隆郎(金沢)	宮田 貢(金沢) 谷川 竜一(金沢)	大森 千歌子(輪島) 北野 和喜夫(七尾) 佐々木 長正(加賀)	小幡 栄(輪島) 古川 久次(七尾) 高内 新太郎(加賀)	岩本 美恵子(金沢) 山田 達也(金沢) 吉田 美緒(小松)	後 洋平(金沢)

	官民業務受託調査特別委員会	特定行政書士研修考査実施対策特別委員会	封印管理委員会	産学官連携推進委員会	暴力団等排除対策委員会
委員長	今村 和宏(金沢)	寺分 努(七尾)	川本 �剛生(金沢)	宮田 貢(金沢)	茅野 智勇(金沢)
副委員長	木原 奈緒美(金沢)	野村 薫(金沢)	今村 和宏(金沢)	中川 幸雄(金沢)	田中 傑(七尾)
委 員	浦本 里美(金沢)	浅井 拓也(金沢)	上岡 壮一(金沢) 榊 和磨(小松)	宇野 敏彦(金沢) 今井 邦彦(小松)	出見世 雅之(金沢)

(敬称略)



特 集 新体制発進／新役員所信

副会長 今村 和宏



この度副会長に就任いたしました今村と申します。

私自身、平成21年の登録以来、これまで会務を通じて多くの先輩方とのご縁を頂きました。

今、こうして事務所を運営していくのもそれらのご縁によるところが大変大きいと考えています。

頂きました御恩に、会務を通じて少しでもお返しできればとの思いで就任いたしました。

令和5年、6年度の執行部は大変若々しい顔ぶれとなりました。その中で年齢的にいさか盛りを過ぎた感の身ではありますが、自分なりに会務に力を注ぐ所存で2年間務めていきたいと考えております。

私は行政書士会の活動とは、その会務を通じてすべての会員が仕事をしやすくなる環境を作ることではないかと考えています。個人の力では実現できないことでも、会を通じてなら実現できることも多いかと考えます。社会貢

献活動など様々な会務を通じて、行政書士の地位向上をはかることなどもその1つかと考えます。

会員の皆様におかれましても、積極的に会務に参加、協力いただきますようお願いいたします。

私の担当は「総務・経理部」です。総務・経理部はその活動が会員の皆様には分かりにくいところではあります
が、本会の屋台骨を支える重要な部署です。総務・経理部員には谷川部長、宮川副部長をはじめ、部員には経験者が多くいらっしゃるので心強い限りです。

担当副会長として、会員の皆様からの会費を無駄なく有効に予算執行することに心がけていきたいと考えています。

行政書士会としましては、会員の皆様にむけて有意義な活動をしてまいりますので、皆様におかれましても、収めた会費分以上のメリットを享受できるよう積極的に会を利用してください。

それでは2年間よろしくお願ひいたします。

副会長 寺分 努



今般、浅学非才の身ではございますが、副会長を拝命いたしました寺分と申します。担当する事業部は前期部長を務めさせていただいた広報・監察部です。また、特定行政書士研修・考查実施対策特別委員会と苦情相談対策特別委員会の両委員会の委員長も拝命いたしました。業務部所管の農地国土開発研究会につきましては、引き続き代表世話人として携わってまいります。

さて、昨今の行政書士を取り巻く情勢を顧みると、まさに“激動”というべき時代に突入したという気がいたします。その端緒となったのは新型コロナウイルス感染症の世界的な流行でありましたが、このことによって、書類への押印廃止の議論や役所での対面申請の規制が行われ、急速なデジタルシフトへと社会全体が突き進んでい

きました。今から丁度2年前の令和3年9月、我が国ではデジタル庁が発足し、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」というミッションのもと、マイナンバーカード普及推進を始めとする数々の施策が現在に至るまで実施されております。この「誰一人取り残されない～」という表現自体に賛否あるところではございますが、私達が現時点で取り組むべきことは、まず「行政書士としてデジタル化に取り残されないことです。申請代理を行う行政書士がデジタル化に対応出来ていないと、今後オンライン・デジタル申請が主流となっていく時代に、クライアントに対するサービスの提供が満足に出来ないということになってしまいます。

ここで特筆すべきは、デジタル庁発足から2年しか経っていないという現実です。総務省資料によれば、令和5年8月現在、全国のマイナンバーカード交付率は約75%ま

で達しており(デジタル化の指標=マイナンバーカード交付率が妥当かという疑問はありますか…),僅か2年で急速に普及したという事実は重要なポイントです。コロナ禍という特殊な社会情勢(他にもマイナポイント付与や殺伐とした同調圧力の高まり等々)があったとはいえ、国民の意識がここまでデジタル化に対して受容性がみられたという事実によって、今後間違いなくデジタルシフトは

進み、私達の業務も1~2年の間に大きく変わっていくことが予測できます。

このような“激動”的時代ではございますが、少なくとも石川県行政書士会会員の皆様が“誰一人取り残されない”ためにどうすれば良いか?ということを念頭に置きつつ、会務に邁進する所存です。2年間、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

副会長 宮田 貢



この度、令和5年度定時総会において副会長に就任致しました宮田貢です。副会長という大役を賜り大変身の引き締まる思いではありますが、会長を補佐し、会員の皆様のお役に立てるよう全力で会務に励んで参りたいと思います。

担当させて頂きます部署は業務部となります。昨今の行政が掲げるデジタル化の波は急速に進んでいます。セキュリティやデジタルデバイドなど問題は山積みではあります、デジタル化の波は止まることなく今後も進み続けます。その大きな流れに沿っていくためにも、一人ひとりがデジタルリテラシーを身に着けることが重要と考えます。これは行政書士業務に限ったことではありませんが、各種申請がどんどん電子化され簡素化されていく中、手続きを習熟していない者でも申請が可能になる時代がすぐそこまで来ています。また、電子化により時間と場

所にとらわれないことから、地元の行政書士でなければという概念もなくなっています。地域の皆様にとって個々の行政書士が「なくてはならない存在」として、その役割と価値が今まで以上に問われるようになると考えます。そのためにも、行政書士業務の知識に加え、業務に関連してくるIT関連の知識や技術を積極的に身に着けていくことが必要不可欠な課題となります。加えて現在、行政が推し進める社会全体のデジタル化は国民生活の利便性を向上させることが目的のひとつであり、そこに関与する存在としてデジタルに弱い人たちの存在も考慮しながら社会的責任を果たしていくかなければなりません。

業務研修会を中心として会員の皆様のデジタルリテラシーの底上げ、変わりゆく時代においても行政書士が社会から必要とされる存在を目指し、石川県行政書士会のより一層の地位向上へ向けて務めて参ります。

ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

副会長 小山内 俊平



この度、令和5・6年度副会長の任を頂きました小山内です。会の事業では社会貢献事業部を担当いたします。

私自身、行政書士としてこれまで多くの皆様のおかげで業務を続けてくることができました。この2年間、任を全うすべく会務に取り組んでまいります。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

私は会の役割として、行政書士の社会的な地位・認知度を高めてゆくこと、そして個々の行政書士が事業を発展させられる環境を整えていくこと、が大事なものだと考えています。

だんだんと手続のオンライン化が進み、私たち行政書士を取り巻く環境も変わっていますが、この社会で暮らし、仕事をしながら生きているのは人間であり、最後はやはり人間同士のつながりが重要です。

会が実施する社会貢献活動は災害支援をはじめ、無料相談会、地域での出前講座、福祉イベントでの出前相談、学校での法教育など多岐に渡りますが、これらはいずれも人と人とが向き合う活動です。

一見華々しい取り組みではありませんが、目の前にいる方に対し、行政書士としてその時々精一杯向き合って活動していくことが、行政書士の社会的な地位・認知度の向上につながる近道だと思います。



この度、総務・経理部長に就任いたしました、金沢支部の谷川竜一と申します。

総務・経理部長は前年度から引き続き2期目となります、このような大きな責任を担わせていただくことに身の引き締まる思いです。

さて、総務・経理部の業務というと裏方業務が多く、他の部に属さない業務も全て含まれますので所管業務は非常に多岐にわたります。その中でも今年度は次の6つの業務を中心に取り組んで参ります。

○会議運営

当会における最も重要な意思決定機関である定時総会をはじめ、理事会等の各種会議の運営は本会の基本機能となりますので、滞りなく運営していくように努めて参ります。

○経理

会計の健全性と透明性を維持し、当会が持続可能な発展をしていくための財務上の基盤を確保します。

○新規会員獲得

毎年2月に開催している「行政書士開業セミナー」を通して行政書士のことをより深く知つてもらい、職業として行政書士を選んでもらうことの後押しをすることによって組織の拡大を図ります。

また、このような活動の地道で継続的な実践が、行政書士の職域を守り、長期的には行政書士個々の業務発展に最も大切なものですと信じています。

会員の皆様におかれましては、ぜひ当会の行う社会貢献活動に積極的にご協力いただき、私自身もこの2年間、皆様方と一緒に行政書士制度の発展に取り組んでまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

総務・経理部長 谷川竜一

○過去資料の電子化

前年度から始めている過去資料の電子化を引き続き行い、今年度中には作業を終える予定です。

○BCP(事業継続計画)

本会が様々な災害や不測の事態に遭遇した場合でも会員の皆様の業務遂行を滞らせることがないよう、事業の継続や早期復旧のための手順等を策定いたします。

○法規整備

当会には会則をはじめ、慶弔規則や文書規則など20以上の規則や規程が存在します。これら規則等の内容を適宜見直し、より効率的な会運営を行えるよう必要な改正を行って参ります。

上記6つの業務は本会組織の基本機能にあたる部分であり、組織の充実・発展を図っていく中では非常に重要な役割を果たすことになりますし、これらの業務を滞りなく遂行していくことで会員の皆様のより良い業務環境の構築にも繋がっていくと思います。そのために総務・経理部全員が一丸となってこれらの業務に取り組んで参りたいと思いますので、何卒会員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



この度、広報・監察部長に就任いたしました金沢支部の中川幸雄と申します。前期は広報・監察部員及び業務部員を務めており、広報・監察部では寺分部長の下、楽しく活動させていただいた印象しかないのでですが、今期は部長という重責に身の引き締まる思いです。

さて、広報・監察部の主な事業目的は「行政書士制度のPR」及び「非行政書士行為排除」です。これらの目的達成は一朝一夕にできるものではなく、地道な活動の積み重ねと考えております。そこで、今期も4つのグループ（「メディア・広報月間」、「ホームページ・SNS」、「会報」、「監察」）を継承し、従来からの取組みを継続してまいります。

そのような中でも今期は「ホームページのリニューアル」という一大事業を実施いたします。インターネットが社会的インフラとなっている現在、ホームページの発信力は広報活動、監察活動の双方において強力な武器となるため、予算を踏まえつつ最善を追求してまいります。

また、コロナ禍が収束し対面交流も復活しております。直接の接触機会を生かして相手の心を動かすとともに、コロナ禍で学んだオンラインの利便性も活用しながら、

適宜、広報・監察活動を実施してまいります。

さらに、監察活動では各種申請における押印廃止やオンライン化に対応しなくてはなりません。申請窓口たる官公署に新たな対応を求める事になるため、これまで以上に官公署との信頼関係構築に取り組んでまいります。

そして、ここまで多くを語りましたが、当部の活動は部員の尽力なしには実施できません。私の指示で即座に動いていただけるかは日頃の私の行動次第です。私のような若輩者にできることは、まず自身が汗をかくこと、そして各部員の立場に寄り添いお願いの内容を明確にすることくらいですが、最終的には前期のように各部員が楽しく会務に取り組める雰囲気にできればと考えております。

末筆になりますが、広報・監察活動をより広く捉えたときには会員の皆様のご協力が不可欠です。具体的には、各会員の行動の積み重ねが行政書士に対する信頼醸成につながり、何よりの広報活動になります。また監察活動には皆様からの情報提供が欠かせません。皆様のご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

業務部長 宇野 敏彦



この度、業務部長に就任いたしました、金沢支部の宇野敏彦と申します。私自身、昨年度までは業務部に部員として所属しておりましたが、改めて業務部長としての責任の重さに身が引き締まる思いです。2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

業務部の役割は多岐にわたりますが、会員の皆様に最も身近なものはやはり研修会の開催です。今年度の研修会の開催回数は約10回を予定しておりますが、色々と取り上げてみたい題材もあり一番悩むところであります。回数にも制限がありますので、会員の皆様の業務に直結する法改正やタイムリーな題材、また、行政手

続きでオンライン申請が本格化してきており、我々が対応していくなければならない電子申請システムにおける適時必要な研修会を中心を開催したいと考えております。

また、昨年度より行ってきました「新入会員向け研修会」ですが、昨年度までは受講できる対象者を令和3年度から入会の会員に限定していました。しかし今年度はタイトルを「新人向けVODフォローアップ研修会」と改め、対象者を令和4年度から入会の会員を基本としながらも、研修内容に関して業務歴がまだ浅い方や、もう一度基礎から学び直したい方なども対象とし、参加の枠を増やすことといたしました。参加される方々には予め会員の部屋にアップされている対象VODを事前に視

聴していただき、研修会当日は担当講師よりVODにおけるフォローアップの講義を受講し、より実践的で基礎力が身につく研修会を目指しております。

その他にも業務に関する事業は全て業務部の担当となります。私はもちろんのこと、業務部の部員全員が日々の業務の中で業務環境改善につながる情報の収集に努め、得られた情報をもとに業務関係官庁への要望などに繋げていく所存でございます。会員の皆様に

おかれましてもご自身の日々の業務遂行でお困りのことがございましたら、是非とも業務部まで情報提供いただけますと幸いです。

業務部の日々の活動の積み重ねが会員の皆様の業務環境改善に繋がり、ひいては業界の発展に繋がると考えておりますので、なにとぞ会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

社会貢献事業部長 今井 邦彦



このたび、社会貢献事業部長
を拝命いたしました今井邦彦と
申します。

前任の小山内俊平副会長に
おかげましては、新型コロナウイルス感染症という歴史的な社会変容の中で、社会貢献事業部の運営も様々な困難に直面する中、生活衛生業コロナ対策申請支援やマイナンバーカード申請手続きなど、時宜にかなった的確な運営に取り組まれ、当部の活動にご尽力いただきました。改めて心から感謝を申し上げたいと存じます。

私は、後任として小山内副会長のご業績を引継ぎ当部の運営に臨みつつ、社会貢献活動の充実を目指して具体的な取り組みを実践してまいりたいと考えております。

当部では、社会貢献活動を通じて、県民市民の皆様方に行政書士制度を周知し行政書士が社会において欠かすことができない存在であることを知っていただくことを趣旨に、無料相談会の開催や各種イベントへのブース出展、学校教育現場等への法教育、外国人支援等の活動に

取り組んでまいります。また、防災の観点から石川県との防災協定に基づく防災訓練に参加し防災意識の高揚と知識の取得に努めるとともに、被災者支援の観点から石川県士業団体協議会と石川県の大規模災害等発生における相談業務に関する協定に基づき被災者に対する無料相談などの活動に取り組んでまいります。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル庁の創設などにより急速に進む行政手続きの電子化に対し、その電子化に対応できず苦慮する高齢者など電子化に配慮を要する県民市民が存在することも無視できない状況にございますので、電子化に対する県民市民への手続き支援の必要性も重要な要素になってくるものと考えております。

社会貢献活動は困難に直面し不安や悩みを抱えている方や地域の役に立つ活動であり、その活動には会員の皆様方のご理解とご協力が必要でございます。皆様方に支えられながら、より良い活動を心掛けて実行してまいりますので、今後とも社会貢献事業部の活動にご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

特 集 令和5年奥能登地震支援活動報告

社会貢献事業部長 今井 邦彦

令和5年5月5日、石川県の能登地方で震度6強の強い地震(令和5年奥能登地震)が発生し、この地震によって珠洲市を中心に死傷者や住家の倒壊・土砂崩れ等多くの被害が生じました。

そのため、被災自治体に災害救助法が適用されるなど国や県の支援策が実施され、現在もなお各種団体・ボランティアにより被災地の復興活動が続けられています。

当会も行政手続きの専門家として、被災者の心配を少しでも解消し、生活再建に向けた取り組みに対して可能な限りの支援をしたいとの思いから、士業団体協議会(弁護士会、司法書士会など県内10士業の団体で構成される協議会)と県とで企画した「10業種の専門家による合同無料相談会」に参加しました。

この相談会は、被災に関わる法律、行政手続き、税務や不動産など様々な問題に対し、各士業が1か所に集まってワンストップで相談に応じようと始められたものです。

被災地域の珠洲市にあるショッピングセンター(ショッピングプラザ・シーサイド)を会場とし、6月10日から毎週土曜日、4回の実施で合計27件の相談が寄せられました。



相談内容はやはり家屋の損壊や解体に関する内容が多く寄せられましたが、罹災証明書や証明書取得後の支援制度に関わる相談も多数あり、当会の相談員がこの分野の専門家として回答しました(当会は4日間で合計8件の相談に対応しています)。

また、今回の地震で特に被害の大きかった珠洲市の正院地区において、地元の区長会が正院公民館で7月17日(月・祝)に開催したイベント「いっぷくせん会ね」に、弁護士会や司法書士会とともに当会も相談員として参加しました。

これは、被災から2か月半が経って、罹災証明書が手元に届きながらも現実問題に直面して悩みや不安を多く抱える時期に、楽しいイベントと合わせて、あらためて制度の説明や個別相談を無料で提供しようと行われたものです。

当日はたくさんの住民の方が来場し、カフェや軽食コーナーを楽しみながら、相談コーナーへ立ち寄り、心配ごとを相談できて本当に良かったと喜んで帰っていました。また、住民の方からは「こんなに沢山的人が応援してくれるとと思ったら元気出るわ」との感謝の声も受けています。

ただ、相談会で話を聞く中で、高齢で市役所までなかなか出向けず、罹災証明書の取得すらまだできていないという方がまだまだいるという現実も知らされました。

能登地方では今もなお被害の大きかった地区を中心に復興活動が続いている。士業団体協議会の相談会も、時間の経過にともなって変わる相談内容に対応しながら、8月、9月と継続中です。

当会は引き続き各種団体と協力しながら、被災者の支援活動に尽力してまいります。



特 集 会員数400名突破特別寄稿～これまでの3期を振り返る～

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎

広報・監察部から、「会員数400名突破特別寄稿～これまでの3期を振り返る～」のお題をいただき、原稿執筆の依頼がありました。確かに会員数400名越えは、悲願でした。当会の会員数は、減少する年はあるものの、数年単位でみると、これまで微増を続けてきました。私が登録した20年前には、275名だった会員数が、現時点で407名となりました。

会員数が減少すると、組織の維持、活動の活発化が困難になり、業界自体が弱体化していきます。そういう意味では、いつの時代であっても、会員数の増加のための取り組みは必須です。

過去の会員数を遡ると、平成元年(34年前)に268名だった会員数が、300名になったのが平成17年(18年前)。平成28年(7年前)には350名を超えた、令和5年に400名に到達しました。

同様に全国の会員数も増加し続けており、平成元年は34,515名だった会員数が、平成22年に40,000名を超え、令和3年には50,000名超えました。ただし、会員数が全体として増加しているとは言え、過疎地域との格差は開いているように感じます。

一方で、行政書士試験の受験者数は、平成15年をピークに減少の一途をたどっています。平成15年の受験者は81,242名でしたが、平成30年には受験者が39,105名となり、文字通り半減しました。ただし、昨年の受験者は47,850名と若干持ち直しています。

現状では、会員数は増加しています。しかし、受験者数は減少しており、少子高齢化、人口減少の時代にあって、このまま増加し続けると考えるのは楽観的過ぎます。当会では毎年、開業セミナーを開催し、受験生や合格者などの登録有資格者に対して、開業の後押しを

行っており、一人でも多くの方に行政書士になってもらえるよう取り組んでいます。また、開業セミナーのような直接的な働きかけでなくても、広報活動はすべて会員増加につながると考えて発信しています。社会の流れというものがありますので、当会の取り組みだけで会員数の増減が決まるわけではありませんが、これからも会員数増加のため、最大限努めてまいります。

それでは、副題で「～これまでの3期を振り返る～」とありますので、会長に就任しました平成29年から順に振り返ってみたいと思います。

まず、平成29年度ですが、専門業務研究会の数を倍増させました。これまでの「建設・産廃等業務研究会」「国際業務研究会」に加えて、「中小企業支援業務研究会」「家族法業務研究会」「農地国土開発研究会」の専門業務研究会を新たに設置いたしました。現在では、「民事法務研究会」と「自動車・運輸関係業務研究会」も設置し、7つとなりました。どれだけ研修会の回数を増やしても、特定の業務分野の専門的な実務知識まではカバーしきれません。自己研鑽の場として活用できるよう専門業務研究会の充実を図りました。(平成29年度末会員数355名、3法人)

平成30年度には、それまで概ね年6回程度だった研修会の開催回数を最低でも月1回のペースで実施することを目標に掲げ、年14回実施いたしました。その後、令和元年度16回、令和2年度11回、令和3年度12回、令和4年度13回と実施し、大幅な研修会の実施回数の増加を図ることができました。令和4年度は13回の研修会に加えて、新入会員研修も9回行いましたので、計22回実施したことになります。行政書士業務は幅が広いので、できるだけ回数が多いほうがいいと考えています。

限度がありますので無制限に増やすことはできませんが、年間12回前後の回数は今後も堅持していきます。

(平成30年度末会員数361名、4法人)

令和元年度には、「総務部」と「経理部」を「総務・経理部」に、「広報部」と「法規監察部」を「広報・監察部」として統合し、6つあった部を4つの部に再編しました。各部の業務量の不均衡を是正し、業務の効率化を図ることが目的でした。また、石川県外国人材受入サポートセンターを7月に設置しました。これは、外国人を雇用したい企業からの相談を受け付ける窓口として立ち上げました。特定技能の在留資格が創設されたことに対し、外国人労働者の増加や受け入れ企業の増加が見込まれると考えたからです。相談だけでなく、現在では石川県や金沢大学など様々な公的機関のセミナーへ講師派遣も行っています。(令和元年度末会員数366名、4法人)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面活動がほぼできなくなりました。研修や各種会議は、ほとんどがオンライン開催となりました。そんな中、持続化給付金の無料相談・申請支援、石川県経営持続支援金や石川県家賃支援給付金の対応、翌年度も月次支援金無料相談・申請支援、生活衛生業コロナ対策申請支援事業など、コロナ支援金等の申請サポート活動に奔走しました。また、行政書士制度70周年を迎える年度であったため、70周年記念誌を作成しました。(令和2年度末会員数384名、4法人)

令和3年度には、初めて「職業について学ぶ会」という行政書士という職業を紹介する授業を中学校で行いました。平成30年度には、小学校と高等学校(日行連の視察、学校との対談も実施)での法教育事業、中地協との法教育担当者会議を行うなど、以降法教育に力を入れてきましたが、法教育のほうはコロナ禍で実施ができなくなっていました。令和4年度には、法教育と職業を学ぶ会を実施し、学生に対する社会貢献活動(法教育

等)を全面的に再開しております。(令和3年度末会員数385名、7法人)

令和4年度には、石川県で全国会長会を行うことができました。本来は、令和2年に開催を予定していたものですが、コロナ禍で延期となっていました。全国会長会は、一年に一度、全国の都道府県行政書士会の会長が一堂に会して、各単位会の運営について情報交換をする場です。地方協議会単位で開催地が持ち回りとなるもので、中部地方協議会の代表として石川県で開催することとなっていました。また、マイナンバー代理申請事業として、石川会では329件(全国71,290件)の申請をすることができました。(令和4年度末会員数395名、8法人)

3期6年を振り返ると、その半分はコロナ禍でした。文書の中で毎年恒例の事業は、あまり触れることができませんでしたが、毎年実施する事業もブラッシュアップして、よりよい事業活動となるよう努めてまいりました。

今年度は、すでにアフター・コロナが始まっています。新たな役員とともに、会員の皆様のためになる事業を行ってまいりますので、引き続きご支援ご協力をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。(執筆時点の会員数407名、8法人)



特 集 日行連「一般倫理研修」の意義について

業務部長 宇野 敏彦

日行連は、令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則の改正を行いました(日本行政書士会連合会会則62条の2第3項)。これに伴い、職務上請求書を購入される際には、日行連が行う一般倫理研修の受講が必須となり、また、職務上請求書を購入しない場合であっても、令和6年3月31日までに受講していただくことが会員の義務となりました。

この一般倫理研修は、受講修了日の5年後の日が属する年度の3月31日までに再度受講する必要があり、また、令和5年8月31日以降に新規の登録を受けた会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講していただく必要があります。

私も先日、この一般倫理研修の講義を受講して無事に修了証をいただきました。講座の内容は、①「行政書士法及び関係法令」、②「人権」、③「職業倫理」、④「職務上請求書の適正利用」の4項目が指定科目とされており、総務省担当者、弁護士、業務に精通した行政書士の先生方などが講師を担当されていました。3時間を超えるVODの視聴はとてもハード(睡魔に襲われかけて….)で最初は多少辛かったですが、講師の方々の講義が大変分かりやすいのと、基本的でごく当たり前だと思っている内容が多いのですが、中には改めて気付かされる内容もあり、暫く視聴しているうちにどんどん引き込まれていく自分がいました。

受講終了後には何だか背筋がピンと伸びる思いで、倫理研修は改めて基本に立ち返り初心に戻るといっ

た観点からはとても大事だと感じることができました。

私が行政書士登録をしたのは、平成31年の3月でするので、早いもので今年で5年目になりますが、登録した当初から気にしていましたことがあります。それは、日行連から毎月送られてくる月刊誌「日本行政」の「処分事例等の公表」を読むことです。毎月なにかしらの処分事例が載っており、その部分だけは必ず読んでいました。懲戒処分の内容には、依頼者から業務を受任して着手金まで受け取っておきながら業務に着手せずそのまま放置したり、入管業務で申請人本人と面談することもなく取次行為を行ったり、興信所等に依頼され職務上請求書を使用し第三者の戸籍等を取得するなどとても驚かされる内容も多々あります。私はそのような処分内容を見て「何てバカな事をしたのか」とか「何て愚かな行政書士がいたものか」といつもどこか他人事なところがありました。

しかしここ数年、私も行政書士としての業務を行っていくうちに次第に気持ちの変化が起こり、最近ではそのような記事を読むたびに何だかとても辛く悲しく胸が痛くなるようになってきました。せっかく国家資格まで取得したのに廃業勧告だなんて…、なぜこんな登録年数のベテランの方が…、目先のお金のためなのか…、業務が忙しくて手が回らなかったのか…、誰かにそそのかされたのか…、処分に至るまでに何らかの手立てはなかったのか…、相談できる先輩や仲間がないなかったのか…というような事件に至るまでの背景をも考えてしまいます。私が思うに、懲戒処分を受けた方で行政書士に登録したてホヤホヤの頃は、誰も自分が処分される身になってしまふとは夢にも思っていな

かったことでしょう。また、最初からいきなり倫理の道から外れる人は殆どいなくて、多くの方が多少グレーゾーンであることを認識しながら何度も繰り返すうちに又は自分でも知らず知らずのうちに倫理の道から外れていってしまうのではないかと想います。

我々行政書士には法律で守られている独占業務があります。また、業務を行うにつき職務上請求書を使用する権限も与えられています。その独占業務や権限があるということは大きな責任と義務があるということを忘れてはならないと思います。

2020年(令和2年)の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、多くの国民の方々に被害が及びましたが、その反面、国や地方自治体などの事業者様への支援金のサポートやマイナンバーカード申請のサポート等を行っていくなかで、行政書士に対する国民の認知度や信頼がとても向上したと肌で感じています。その認知度や信頼を失わないように上記のような処分事例を防ぐため、また、「明日は我が身」と自分自身を守るためにも定期的な倫理研修が必須となるのは納得がいくところであります。

倫理研修という響きから抵抗感をお持ちになる方がおられるかもしれません、受講を始めていただければ、業務に直結する「行政書士法及び関係法令」からスタートしますので、講義に引き込まれることは間違

いません(最初はちょっとシンドイですが…でもすぐに慣れます)。新人の方々はもとより、ベテランの方々にとっても必ず気付きがあると思います。

石川会の登録者数は執筆時点で406名ですが、令和5年8月初旬現在で約110名の方が受講を修了しております。会員の皆様にはお早めに一般倫理研修を受講していただきますようよろしくお願ひいたします。



加賀会場



金沢会場



能登会場



令和5年度 日本行政書士会連合会定時総会について

副会長 宮田 貢

令和5年6月15日(木)、16日(金)の2日間にわたり東京プリンスホテル(東京都港区芝公園)において、令和5年度日本行政書士会連合会定時総会が開催されました。

全国の代議員、役員など300名以上が参集し、石川会からは向井会長が理事として、小山内俊平副会長と宮田が代議員として出席しました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症への移行となり、行動制限も緩和されコロナ禍前のような日常に戻りつつある中、懇親会も含めての開催は4年ぶりとなりました。本総会にオブザーバー参加は無かったものの、参加者の多さとその熱気に圧倒された2日間となりました。

本総会において、18単位会から65本の質問が提出され、質問への回答書が開会前に配布されました。石川会からは、「行政書士の財産管理業務に関する職務上請求書の用紙について」、「権利擁護活動にかかるツールの活用について」、「行政書士制度違反行為の防止について」、「ビデオ・オンデマンドの業務研修について」の4本の質問を提出しました。6議案について審議され採決を行い、異議なしありは賛成多数により全て承認可決されました。第6号議案では、本年度は役員の任期満了に伴う会長選挙も行われ、東京都行政書士会所属の常住豊氏(日行連会長)と三重県行政書士会所属の若林三知氏(日行連理事)の2氏による選挙となり、投票を行った結果、常住豊氏が日行連会長として選出され再任を果たしました。常住会長の体制の下で「そうだ、行政書士に相談しよう!」と基本方針である「三つの共生」を活動理念として、社会に向けて行政書士の存在価値の向上を目指していくことになります。

また、定期総会初日の議事休会後には懇親会が開催されました。会場には総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣、駐日ウクライナ特命全権大使、各党代表をはじめとした国会議員など、多くのご来賓が臨席され祝辞を賜りました。



令和5年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会について

副会長 寺分 努

令和5年6月9日(金)午後3時より、岐阜県岐阜市・ホテルグランヴェール岐山において、令和5年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が開催されました。

岐阜会・宮本副会長の司会で始まり、開会のことば、中地協会長挨拶、来賓祝辞と続いた後、議長に岐阜会・本間会長が選出され、議案審議に入りました。

第1号議案 令和4年度 事業報告承認の件

第2号議案 令和4年度 決算報告承認の件

第3号議案 令和5年度 事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和5年度 予算(案)承認の件

以上各議案とも、賛成多数により承認され、続いて「第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件」において、令和5・6年度中地協の新会長に石川会・向井隆郎会長が選任されました。また、石川会の小山内俊平副会長が中地協副会長に、今村和宏副会長が中地協経理担当にそれぞれ選任されました。

総会の後、意見交換会が開催され、全体として9件の意見・要望があり、「研修会の内容について」、「各種業界団体との連携について」、「オンライン申請、デジタル社会への対応について」、「新入会員基礎研修会実施要領について」等のテーマで活発な意見交換が行われました。

当総会には石川会から、向井隆郎会長、小山内俊平副会長(代議員)、今村和宏副会長(代議員)、寺分努副会長(オブザーバー)、澤野有希子事務局職員が出席いたしました。

さて、ここまででは例年通りのご報告ですが、例年と異なる点は当会が中地協の幹事会となることです。

耳慣れない方も多いと存じますので、「中地協」(「日本行政書士会連合会中部地方協議会」の略称)について、簡単にご説明いたします。日本行政書士会連合会会則第78条第1項に「本会は、単位会相互の地域的連絡調整を図り、各単位会の発展向上のために必要な事業を行うため、地方協議会を設ける。」とあります(ここでいう「本会」は「日本行政書士会連合会」です)。また同条第2項では、「地方協議会の地域及び運営に関する事項は、規則で定める。」とあり、日本行政書士会連合会会則施行規則第8条で「地方協議会の地域及びそれに属する単位会は、別表のとおりとする。」として、別表において、中部地方協議会の所属単位会は「愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山」と定められています。したがって、「中地協」は日行連の会則・規則に基づいて設置が義務

付けられた協議会ということになります。

次に、中地協の「幹事会」について、なるべく簡潔にお伝えいたしますと、中地協に所属する6単位会が持ち回りで「幹事会」となっており、令和5・6年度は石川会に中地協の総会や理事会、担当者会議、日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会(長いタイトルですが正式名称です…)等の企画・運営を行う順番が回ってきたということです。

私自身も当初は中地協の意義について、あまり理解しないまま参加していたような記憶がありますが、地域的に近接した中部6県の役員が各単位会の情報交換(例えば、許可申請の取り扱いの違いについて、法改正への対応、広報・監察活動の方法等々広範囲にわたります)を行うことで、他の単位会の先進的な取り組みを参考にしたり、逆に石川会の取り組みが他の単位会の参考となったりすることがあり、会務運営を行う上では大変貴重な協議会であることを実感しております。

今後2年間は、中地協の幹事会として役員一丸となって、他の単位会の方々に満足していただける企画・運営を行って参りたいと存じます。また、中地協で開催された会議等につきましては、会報やHP・SNSを通じて例年よりも多めに情報をお届けいたしますので、お目通しくださいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



特 集 自動車登録業務とデジタル化

広報・監察部 横 和磨

○制度の変化

私たちの毎日の生活をより良くするためには、新たな制度やサービスが提供される事が重要です。しかし、これらの変化に適応するためには一定の時間が必要であり、また、全ての利用者にとって必ずしも利点ばかりでないことも忘れてはなりません。それでも新しい可能性を模索し、より良い社会を作り出すためには、これらの変化と上手く付き合う事が、我々行政書士には求められています。

こうした中、我々の生活に密接にかかわる分野で変化が起きた事をご存知でしょうか。それは、令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律により、令和5年1月から自動車検査証が電子化されたことです。

自動車検査証が電子化されたことでその形状や内容が大きく変わりました。電子化と言っても全てがペーパーレス化されたわけではなく、従来のA4サイズの書類から、約1/3のサイズに縮小されたICタグを内蔵した「電子車検証」が採用されました。

これにより、券面に記載される情報が少なくなり、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報のみが記載される事になりました。

一部具体例をあげると、自動車登録番号・車両番号、使用者の氏名又は名称、車台番号、交付年月日、車名、型式、車両サイズ、車体の形状、自動車の種別等々です。それ以外の情報、例えば所有者の情報や車検の有効期間などは、ICタグ内に格納されています。

ICタグ内には更に空き容量が設定されており、今後具体的な活用方法が検討されていくようです。

○メリット、デメリット

では、この新たなシステムにより、我々は何を得ることが出来るのでしょうか。一般ユーザーの視点に立ってみ

れば、専用のアプリを使用してオンラインで車検情報やリコール情報等を確認し、出力・保存することが可能になった点がメリットと言えるでしょう。インターネットが普及した現代社会において、このようなデジタル化は大きな進歩と言えます。

しかしながら、このメリットは同時にデメリットにも繋がっていると考えます。車検有効期間等が専用アプリによって確認できるわけですが、それは裏を返せば専用アプリでしか確認が出来ないという事です。電子車検証の券面には記載されないので注意が必要です。

さらには、使用者住所、所有者情報など、行政書士が自動車登録業務を行う際に必要とされる情報がほとんど記載されなくなりました。これらの情報を確認するためには、NFC機能付きのスマートフォンや非接触型のICカードリーダーを用いて、ICタグ内の情報を読み取る必要があります。それは一部の利用者にとっては、新たな設備投資などのデメリットとなる可能性もあります。

また、電子車検証はダッシュボード上などの高温環境や物理的な損傷に弱い為、取扱いに注意が必要です。国土交通省も「高温環境での長時間放置は避けてください」や「ICタグ部分の折り曲げはしないでください」との注意喚起を行っています。

○行政書士の可能性

先にも述べたように新たな技術の導入は、必ずしもすべてが利点となるとは限りません。しかし、その一方で我々行政書士にとって新たなチャンスを生み出す可能性も秘めています。

同改正法では、自動車検査証の電子化とともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務(特定記録等事務)及び自動車検査証の変更記録に関する事務(特定変更記録事務)を国土交通大臣が一定の要

件を備える者に委託する制度(記録等事務委託制度)が創設されました。

「記録等事務委託制度」を利用し、オンラインでの申請(OSS申請)を行うことで、行政機関に代わり、審査を通過した行政書士などが、車検証内の電子データの書き換え作業を行えるようになりました。これは行政書士の役割が更に拡大したと言えるのではないでしょうか。

「特定記録等事務」とは、継続検査時の車検証有効期間等の書き換えを行う業務で、行政書士又は行政書士法人、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、指定自動車整備事業者などに委託されます。

一方「特定変更記録事務」は少し複雑ですが、国土交通省の特設サイトに記載されている対象例をあげると「自動車所有者が支局管轄内で引っ越しした場合などの変更登録」「所有権留保の解除により所有者の住所、氏名のみが変更となる移転登録」など(つまり券面記載事項に変更がない登録)が対象とされ、行政書士又は行政書士法人にのみ委託される事とされています。

これにより電子車検証の券面記載事項に変更がない検査・登録では、運輸支局への出頭が原則不要になりました。これは行政の負担軽減や効率化、ユーザーの利便性向上に繋がると期待されています。委託を受けた代行者が、それぞれの事業所でICタグ内の情報を更新できる事により、検査日数や労力の削減ができ、結果的にコスト削減に繋がる等のメリットもあります。

あくまで券面の変更を伴わない、ICタグの記録情報の書き換えのみで完了するものが対象ですので、構造変更を伴う車検や、使用者の変更、自動車登録番号の変更を伴う登録などでは、従来通り運輸支局への出頭が必要な点にはやはり注意が必要です。

○委託要件と現状

記録事務代行者になるための細目やOSS申請についての説明は、ここでは割愛させていただきますが、記録等事務の委託要件として

- ①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること。
- ②適切な組織体系であること。(法令順守の監督、連絡体制の構築など)
- ③必要な設備等を有すること。(PC等の設備、個人認証サービスの利用など)が求められています。

令和5年7月現在、石川県において行政書士及び行政書士法人の代行者登録件数は非常に少数です。

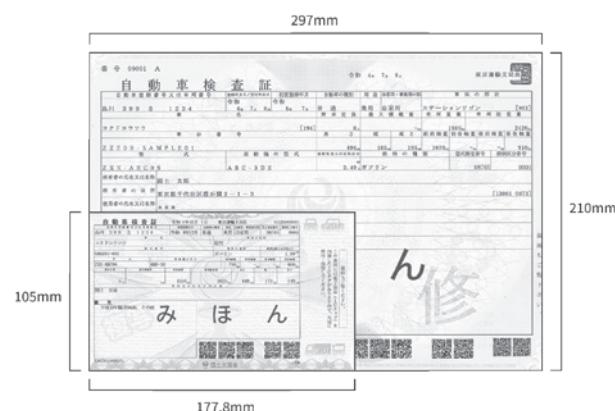
これまで自動車登録業務に携わってきた方も、そうではない方も、興味があれば一度「記録事務代行ポータルサイト」を覗いてみてはいかがでしょうか。そこには新たな可能性が埋もれているかもしれません。

○最後に

さて、今年の1月より始まった「記録等事務委託制度」を簡単にご説明しましたが、電子車検証であることが前提の為、本制度が真価を発揮するにはまだ時間がかかります。なお、軽自動車については1年遅れの令和6年1月より運用開始予定です。

全ての車両が電子車検証に切り替わるまでは数年かかりますが、その間に如何に準備を進め、どう変化に対応していくのかを、我々は問われています。

新たな技術・制度を上手く活用することで、より効率的で便利な社会の実現を行政書士が牽引していくのではないでしょうか。



出典:国土交通省 電子車検証特設サイト
(<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/about/>)

建設産廃等業務研究会 茅野 智勇

【はじめに】

令和5年1月10日より、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP:Japan Construction Industry electronic application Portal:以下、JCIP電子申請システム)の運用が開始され、建設業許可や経営事項審査の電子申請による受付ができるようになった。

JCIP電子申請システムでは、申請者が法人・個人事業主向け共通認証サービス(gBizID)を取得し、これを用いてJCIP電子申請システムにログインして申請事項を入力・必要資料等を添付(一部の諸証明書については他省庁バックヤード連携にて添付省略が可能)、申請手数料もオンライン決済が可能となり、一切の紙媒体の提出や役所窓口へ出向くことなく手続を行うことができるものとされている。我々行政書士が関与する際には、申請者と同様にgBizIDを取得し、JCIP電子申請システムにて申請者から委任を受けることによって代理手続が可能となる。また、政府はgBizIDを使用することによって、非行政書士によるなりすまし行為を抑制する効果がある、としている。

(システムの詳細については国土交通省HP「建設業許可・経営事項審査電子申請システムの詳細」を参照されたい。



【JCIP電子申請システムの稼働状況】

大変画期的なシステムであるとみられ、申請者や行政書士の手続負担が大きく削減されるものとされているが、実際のところ普及率はあまり芳しくないと伝え聞いている。マイナンバーカードと同様に、新しいシステム・施策には問題や課題が発生することが多いため、簡単には普及しないのだろう。

本システムで聞こえてくるのは、申請者・行政書士のgBizID取得から委任手続の手間や、他省庁バックヤード連携の不完全さ等によって、オンライン手続の簡便を感じることができず、既存の紙申請による手続の方が簡易である、というものだ。実際のところ、小職の事務所でも後述する諸事情によりJCIP電子申請システムを利用しての申請は行っておらず、未だ紙申請としている。

【全国建設業担当者会議】

そのような中、令和5年3月17日に日行連主催による全国建設業担当者会議(Zoom)が開催され、全国各単位会の建設業担当者が参集し、小職も石川会担当者として参加させていただいた。担当者会議では、国交省担当

者による説明と意見交換、全国各単位会の建設業担当者によるJCIP電子申請システムの利用状況や課題などの意見・情報交換がなされ、JCIP電子申請システムの現状と課題を知ることができた。要旨は次のとおりである。

(国交省担当者による説明)

・JCIP電子申請システム

なりすまし対応として、デジタル庁と連携しgBizIDの普及を促進して常態化することによりなりすましを抑制できると考えている。

電子申請受付開始状況については、資料のとおり。東京都、大阪府、兵庫県、福岡県を除く43道府県において開始されている。

・他省庁バックヤード連携

登記事項証明にかかる知事許可連携は、法務省と現在調整中。現況において導入するとリソースがパンクする恐れがあるとのこと。R5年度において予算要求し、R7年度頃から実施可能か。(現在、大臣許可のみ連携可)

法人事業税(都道府県税)における連携が困難。調整中である。

・JCIP電子閲覧システム

4/14より開始。閲覧システムサイトより閲覧可能(検索エンジン等には出ない)。代理人氏名は閲覧対象外。閲覧時に氏名等の個人情報入力は不要(どの業界関係者か?というチェック機能を実装)。閲覧内容のダウンロード・印刷は不可(但し、スクリーンショット等は可能とみられる)。閲覧にかかる費用は無料。

・代理申請

gBizIDの使用については、申請者の真正性を担保するため、としている。

添付書類とされている諸証明等について紙では真正確認が弱いとされ、こちらをシステムで一括完結させる目的としているため、これに適切と考えられているのがgBizID。

(1)(国交省担当者との意見交換)

1.JCIP電子閲覧システムについて

○システム利用時にgBizIDは必要か?

回答:不要

○申請者欄に併記されている閲覧対象外事項について

回答:システム改修後に実装される。

○住所・氏名は除外にして欲しい。(要望)

○閲覧画面のスクリーンショット対策は?

- 回答：現状においては防げない。対策を検討する。
- (2) 2.JCIP電子申請システム(gBizID含む)について
- gBizIDにおける非行政書士の対策は？
- 回答：ログを取っていないので現状は未策である。
- 委任入力時にのみポップアップにて非行政書士排除情報が出るとのこと。各種申請手続入力画面にできなか？また、申請者(本人)へ申請手続毎にメール通知にて非行政書士排除にかかるメッセージを送信することはできるか？
- 回答：ポップアップは可能であると思われる。検討する。メール通知はシステムが煩雑になるため、困難。
- 委任情報について、行政書士会員番号を入力するが7桁しか入力できない。法人会員番号は8桁である。委任情報入力にて終了日を設定しなければ常に委任状態になるのか？
- 回答：法人申請には未対応。今後検討する。
- 委任状態については、見込みのとおり。
- gBizID委任終了日未設定の場合、JCIP上でも委任できているのか？
- 回答(日行連)：できている。
- ※後ほど、日行連よりgBizID委任は各種手続毎に終了日を設定して行うよう指導があった。

(各単位会担当者の意見交換)

事前にアンケートを収集しており、こちらの回答を基に日行連が指名し、質問する形式にて行なわれた。

- ・建設業許可・経審の電子申請実施状況
- ・JCIP電子申請システムの疑問点や要望等

※事前アンケートでは本会議開催日現在においてJCIP電子申請を行った担当者は、福島会、神奈川会、山梨会、富山会、大分会の5単位会であった。

【福島会】

決算変更届と経審を行った。

依頼者が既にgBizIDを取得していた。県担当者も若くITスキルもありスムースに進んだ。gBizID取得の煩雑さ、電子閲覧の簡易さによる心理的な負担の考慮が必要。

↓

日行連

国交省へ数多くの事例デメリットや改善案を提案したが、閲覧制度自体は既に法制化されているので国交省の反応は芳しくない。

↓

福島会

電子閲覧の簡易さのため、依頼者に対して電子申請を勧めづらい。

↓

日行連

根気よく国交省へ申し立てたい。

【神奈川会】

なるべく全ての依頼に対して電子申請をしている。依頼者へのgBizID取得ルーティンに慣れるとスムーズに進む。書面申請より早い。決算変更届の電子閲覧については懸念を感じるが、電子申請と書面申請を使い分けるようでは、電子申請制度が本末転倒になる。手続処理スピードが速くなった感じじる。行政庁担当者も同意見とのこと。

↓

日行連

ワイス公共データシステムのJCIP連携についてはどうか？

↓

神奈川会

落とし穴だらけ。結局、手打ち入力となる。連携状況は悪い。

↓

日行連

JCIPは英数字も全角入力でないとエラーが出る。ワイス連携システムは半角英数字を自動変換しない。神奈川県は行政庁としての案内が不足している。添付書類が煩雑である。

※現在は半角→全角の変換が可能

【山梨会】

新規許可申請

ワイス-JCIPの相性が悪い。エラーによる打ち直しがある。

経審

添付書類のPDF化が煩雑。一つ一つ種類毎に変換が必要。まとめて添付ができない。

gBizID

法人のgBizIDは、法人代表者と紐付けされるため、代表変更が伴う際には手続に時間がかかり、空白期間が生じる。

【大分会】

他省庁バックヤード連携による確認のため、タイムラグが生ずる。

入力時におけるスペース(空白)はエラーが出るため、その削除が煩雑。

【三重会】

三重県では、電子申請でも事前の経審受審予約が必要。書面申請と同じ手順を踏む。

経審受託単位会の電子申請

管轄土木事務所に出向いて電子申請画面を見るため、各管轄土木事務所に出向く必要あり。何のための電子申請か。電子申請の良さが生かされていない。

↓

日行連

国交省との意見交換会にて三重会の状況を伝える。

【青森会】

経審

青森県独自ルールとして、技術職員名簿を事前に別団体にて審査を受ける必要がある(所要1ヶ月)。電子申請においても同様。雇用保険被保険者証(コピー)の確認が特に煩雑である。電子申請普及へのネックとなる可能性あり。

↓

日行連

青森県へ申し立てを勧める。

以上が、担当者会議の要旨である。

【システムの課題】

担当者会議では、申請者(依頼者)のgBizID取得、他省庁バックヤード連携、既存作成ソフトとJCIP電子申請システムの変換・連携、申請窓口の独自方式やJCIP電子閲覧システムなどが課題や要望事項として挙げられたが、これらのほとんどについては時間の経過とともに改善されるものと思われる。ただし、JCIP電子閲覧システムに関しては中々難しい課題であり、今後もJCIP電子申請システムの普及率向上の足枷になるのではないだろうか。小職の事務所が本システムを利用していない理由も閲覧システムによる課題が大きく影響しているからだ。

【閲覧制度】

そもそも、建設業許可関連手続にかかる書類の閲覧制度は以前より法定化(建設業法第13条)されており、誰でもこれらの書類(一部を除く)を閲覧することができている。皆様の多くも石川県庁土木部監理課にて閲覧した経験があろうかと思う。行政書士以外では、看板業者らしき方々がよく閲覧しており、これを活用して新規許可業者などへ許可標識(金看板)作成の営業などを行っていると聞いている。

しかしながら、この閲覧制度が多くの建設業許可業者や関連業者に周知の事実として数多く利用されてきたか、と言うとそうではない。閲覧制度を知らない事業者がほとんどであるうえ、石川県知事許可業者にあっては石川県庁、石川県管轄の大蔵許可業者にあっては北陸地方整備局(新潟県)に赴かないと閲覧できない不便な制度であったため、前述のような一部の者しか利活用していなかった。事実、小職の関与する建設業者でも閲覧制度を知らない事業者がほとんどである。

【JCIP電子閲覧システム】

このような不便な閲覧制度であったため、これまで特に問題視されていなかったが、今回のJCIP電子閲覧システムでは、知事許可業者・大臣許可業者を問わず

「JCIP電子申請システムにて申請したデータ」を誰でも何処でも簡易にパソコンやスマホから閲覧できるようになった(紙申請データはオンライン閲覧不可)。このため、閲覧制度を懸念して電子申請を避ける事業者が数多いと聞く。

特に懸念される閲覧事項として挙がるのは、財務諸表と株主情報である。申請書類のうち「株主(出資者)調書」は閲覧対象外ではあるが、「役員等の一覧表」は閲覧対象である。5%以上を保有する個人株主の氏名はここで開示閲覧されてしまう。財務諸表にあっては、どの事業者もフトコロ事情を探られたくない思いからこれを忌避する傾向にある。特に個人事業主にあっては、個人資産状況を全国民に開示するようなものであるからだ。小職の事務所が電子申請を行っていない最大の理由も、閲覧制度の事実を告げるとそのほとんどが紙申請を希望するからである。

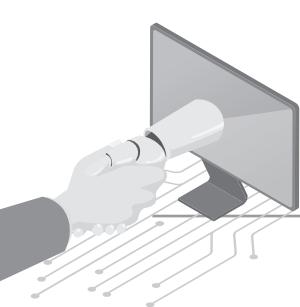
担当者会議においても、閲覧制度にかかる質問・要望事項が数多く挙がったが、国交省担当者より満足のいく回答は聞かれなかった。国には閲覧制度を含め、閲覧方法などの一層の改善がなければJCIP電子申請システムの普及は多難を極めると考える。

【最後に】

本来であれば、建設産廃等業務研究会の一員である小職が当会会員の皆様に国の画期的な新システムとして率先して紹介し、少しでもその普及率に寄与すべきであろうかと思うが、閲覧制度という現状の課題を思うと中々難しい。そのような中でも現状のJCIP電子申請システムを勧められる建設業者とすれば、経審業者ではないだろうか。

経営事項審査では、審査の結果が結果通知書として交付され、その結果通知書データはインターネット上にて公表されており誰でも閲覧が可能であり、このことは多くの建設業者や関連業者に周知の事実となっている。また同審査では、財務諸表が審査対象として数値化され、財務諸表の一部は経審結果通知書にて表記されている。これを読み解けば、資産や売上高、利益率、有利子負債などの情報がわかるようになっている。つまり、探られたくないフトコロ事情の一部は、既に周知の事実であるインターネット上にて公表されているのだ。この事実を懇切丁寧に説明することによって、経審業者はJCIP電子申請システムの活用に前向きになってくれるかもしれない。

今後も電子政府・デジタル行政化の波は急速に拡大し、遠くない将来に紙申請がゼロになるのは間違いないだろう。その波に乗り遅れないためにも、現状のJCIP電子申請システムによる手続の経験を積み、対応可能な行政書士となることは生き残り・勝ち組となるために肝要なのだ。と胸に言い聞かせ、小職もJCIP電子申請システムに挑みたいと思う。



シリーズ

デジタル化の波を乗り越える 第1回「デジタル化の基礎」

総務・経理部長 谷川 竜一

みなさんは「デジタル化」に取り組んでいますでしょうか。1990年代以降、パソコンやスマートフォン、インターネットの普及によって社会生活のあらゆる面でデジタル化が進んできましたが、コロナ禍によってデジタル化がさらに加速することになりました。“大量の情報”を“より早く”処理することが求められるのはコロナ禍以前も同様でしたが、コロナ禍以降はさらに“物理環境に左右されず”という条件も追加されることになりました。これまでの“書面”、“押印”、“会議室での会議”などに代表されるようなアナログベースのものはコロナ禍では足枷になることが多くなったため、急速且つ半ば強制的にデジタル化が進んだことは必然であったように思います。

このようなデジタル化の波を受け、国がデジタル庁を設置して国や地方行政のデジタル化を急速に進めている以上、我々行政書士もデジタル化の影響を避けられないことはもちろん、デジタル庁が掲げる「誰一人取り残さないデジタル社会」を実現するためにはむしろ行政書士こそが重要な役割を果たすべきだと思います。

シリーズ「デジタル化の波を乗り越える」では、このようなデジタル化の影響やデジタル化の方法、デジタル社会で行政書士が果たすべき役割等について数回に分けてみなさんと一緒に考えていきたいと思います。

【第1回 デジタル化の基礎】

シリーズ第1回目の今回はデジタル化の基礎について、ペーパレス化を例に挙げながら考えてみます。

(1)デジタル化とは

“デジタル化”とは具体的にどのようなことを言うのでしょうか？

デジタル化と近い言葉として、最近では“DX（デジタル・トランスフォーメーション）”という言葉も報道でよく耳（目）にするかと思いますが、両者の違いにも注目しながらデジタル化とは何を指すのかについて考えてみます。

「デジタル化」…情報やプロセスをデジタルフォーマットに置き換えること。

「DX」…………企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
(経済産業省「デジタルガバナンス・コード2.0」より)

ペーパレス化は従来の書面による保管や郵便によるやり取りを、電子ファイルによる保管やEメール・チャットサービスによるやり取りに置き換えることを示しますので、上記のうちデジタル化にあたります。

一方で、例えば行政書士事務所が従来の許認可業務だけでなく、Microsoft TeamsやChatwork等のチャットツールを活用して行政書士向けにデジタル化のコンサルタントサービスを始めることはDX(化)にあたります。

(2)デジタル化の重要性について

現在、デジタル化がそこかしごで呼ばれていますが、デジタル化（やデジタルツールを使うこと）が苦手で距離をとっているという方も少なくないかもしれません。冒頭に書いたように行政書士もデジタル化の影響は避けられないとはいえ、行政書士もすぐにでもデジタル化に取り組んだ方が良いのでしょうか。

結論から言えば、少しでも早く対応を始めた方が良いと考えます。行政書士に限らず士業は一般の方々が分からぬことやできないことなどについてアドバイスし、代わりに行うことに対する意義があると思いますが、社会全体がデジタル化の方向に進んでいる以上、「国民の権利利益の実現に資する」ためには行政書士も同じ方向の一歩先に進んでいかなければ適切なアドバイスをできなくなるのではないかと思います。

社会のデジタル化のスピードはとても早く、“しばらく様子見”（＝停滞）は後退にも繋がりかねないため、できるところから少しずつでもデジタル化に対応していくことが重要だと思います。

(3)デジタル化のメリット・デメリットについて

デジタル化は様々な面でメリットがあります。まず、「効率性」や「アクセシビリティ」が向上する点が挙げられます。例えばペーパレス化することで情報の保存、検索、分析が効率よく行えるようになりますし、膨大な情報に対していつでもどこからでも利用できるようにすることも可能になります。

一方でデメリットとして注意すべき点もあります。一番に挙げられるのは「セキュリティ」と「プライバシー」に関するリスクだと思います。例えば、安易に何の対策もなくペーパレス化すると、デジタル化した情報が流出し、結果として顧客のプライバシーを侵害することにも繋がりかねません。

しかし、上記に挙げたデメリットは書面のままアナログ情報として保持していた場合と比べて比較的容易に対策が可能です。書面等のアナログ情報についてこれらの対策をする場合、鍵付き書庫での保管や建物自体の防犯対策が必要になりますが、デジタル情報であれば“パスワードを複雑なものにして使い回さない”、“2段階認証を有効にする”などの基本的な対策だけでアナログ情報よりも遥かにセキュリティを高めることができます。

(4)まとめ

デジタル化は今後社会のあらゆる面において必要不可欠なものになります。まずはデジタル化の重要性やメリット・デメリットをよく理解し、デジタル化の第一歩として事務所で保管している資料のペーパレス化から始めてみてはいかがでしょうか。



後 洋平の常に前向き！～若手行政書士 成長記～

取材/行政書士うえおか事務所 上岡 壮一先生



… 后 広報・監察部員



うえおか そういち
… 上岡 壮一先生

皆様初めまして。この度若手行政書士として行政書士の先輩方に取材させていただく事になりました、広報・監察部の後(うしろ)と申します。名前は後ですが、気持ちは常に前向きです！今後ともよろしくお願ひします。

さて今回取材をさせていただくことになりました、上岡壮一先生は、私が石川運輸支局登録部門の相談員として参加させてもらった時に丁寧に業務を教えてくれた先生です。歴史も21年と長いので色々質問させてもらおうと思います。



「自動車登録の相談員として参加させてもらった時に、相続の相談が多かった記憶があるのですが、未成年の方が相続人になった場合、特別代理人選任の審判書の謄本や特別代理人の印鑑証明書などが必要になると思いますが、もう少し簡単に名義変更などできる裏技などありませんか？」



「自動車の免許を持っていない未成年者であっても、自動車の所有者になること自体は可能なので、親と子供で車を共有名義にしてしまう方法があります。特別代理人を立てる必要が無いので簡単に所有権移転できます。」



「自動車の所有者が自動車屋のままになっている自動車の廃車手続きを進めていく中で、その自動車屋が倒産して連絡が取れないケースがありました。なんとか税金を止めたいのですが、何かいい方法はありませんか？」



「通常は、自動車の抹消登録をしてから県税がそれを確認して自動車税を止めるのですが、抹消できない正当な理由があれば抹消登録なしで止めてくれます。方



法としては、ナンバーさえ返してしまえば公道は走れないでの、ナンバー返納の証明を直接県税窓口に持つていけば、車検証自体は残っていますが自動車税を止めることができます。」



「他に行政書士業務で自動車関連の特殊な事例を経験された事はありませんか？」



「駐車場や私有地に放置されている車をどうにかしてくれっていう依頼がありました。通常、ナンバーだけでは所有者を教えてくれないので、正当な理由があれば、現場の写真とナンバーから自動車の登録事項証明書を出してくれます。そこから住民票などで住所の移転が無いか確認し、通知書を作成します。相手方には、もしご自身で処分するのが難しいようでしたら、ご捺印いただければこちらの方で車を処分しておきますと一筆加えると話がスムーズに進みますよ。」



「最後に営業活動で意識していることはありますか？」



「営業車にはこだわりがありまして、私は軽自動車のバンを営業車にしています。荷物もたくさん載りますし、田舎の方に営業に行く際に高級車で行ってそこから金のバッジをつけた人間が出てくると皆さんすごく警戒してしまいますので。その点軽自動車のバンは、全然警戒されませんよ！」



「上岡先生ありがとうございました。」

「第31回全国女性行政書士交流会in いしかわ」開催のおしらせ

実行委員会 さくら会 事務局長 上田 恵子

平成2年和歌山県を皮切りに、毎年開催されていた「全国女性行政書士交流会」。この交流会は、単なる「女性の行政書士だけが集まる会合」ではなく、男女を問わず行政書士として働く者同士互いにエールを送りあい、殊に女性という立場から行政書士としての頑張りを互いに認め、元気を与え合う場として開催されておりました。

会合では、「仕事をする元気な女性達へ贈る言葉」といった、女性に向けてのテーマでの講演、東日本大震災をきっかけに災害時に行政書士がどんなことができるのかといったような、その時々の時事に応じた内容の体験報告、分科会に分かれてのディスカッションなどが行われました。また、各単位会が持ち回りで主催していましたので、その土地の観光を通して交流を深めるなど、いつも華やかなパワーに満ち溢れた交流会でした。

ところが令和元年「第30回全国女性行政書士交流会in ひろしま」が開催された後、新型コロナ感染症の感染拡大により、次期開催予定であった函館での開催が中止となっていました。

100名前後の女性行政書士が一堂に会する有意義な機会が、新型コロナの影響でとん挫したままになってしまっており、何としてもこの交流会を復活させたいとの思いから、私たちは『全国女性行政書士交流会in いしかわ 準備委員会 さくら会』を立ち上げ、石川での開催を目指に、準備を進めて参りました。前回の広島での開催の折、「ぜひ石川で開催してほしい」というご要望を多数いただいたことも、石川開催を目指す励みとなりました。

今般、当会の向井隆郎会長のお力添えをいただき、昨年9月に金沢市で行われました日本行政書士会連合会会長会にて、日本行政書士会連合会 常住豊会長、日本行政書士政治連盟 井口由美子会長ほか、女性の単位会会长に、令和6年に当地石川で「第31回全国女性行政書士交流会in いしかわ」を開催する旨、ご報告いたしました。

現在、準備委員会を実行委員会と形態を改め、全国の行政書士の方々に、交流会の開催をご案内いたし、各単位会宛にチラシを送付いたしました。また、石川会の皆様にもご案内いたし、この度「広報いしかわ」の紙面を割いていただきました。

交流会は来年令和6年7月に、2日間の日程での開催を予定しています。1日目は、社会学者で東京大学名誉教授でいらっしゃる上野千鶴子氏に基調講演をしていただくことになっています。上野氏は女性学、ジェンダー研究の第一人者であり、多様性が求められる時代にふさわしい講話者であると考え、講演を依頼しました。2日目は、金沢市内自由散策コースと工芸体験コース(ゆのくにの森)の二手に分かれ、石川県を楽しんでいただこうと企画しております。



交流会の詳細は次の通りです。

第31回全国女性行政書士交流会in いしかわ
日 時:令和6年7月7日(日)~8日(月)

7日 基調講演
場 所:ホテル金沢(金沢市堀川新町1番1号)
ダイヤモンドルームにて
講 師:上野千鶴子氏
テマ:『未来に向けて』~しなやかに生きていく私
(あなた)へ~
8日 県内観光
金沢市内自由散策コース
工芸体験コース(ゆのくにの森)

現在、交流会主催母体である「第31回全国女性行政書士交流会in いしかわ 実行委員会 さくら会」は、輪島支部の大森千歌子会員を先頭に、8名で交流会に向け、準備を進めております。ご興味あります方は、事務局長 上田恵子(金沢支部)までお声がけください。

交流会基調講演

令和6年7月7日(日)
午後4時30分~

『未来に向けて』
しなやかに生きていく私

上野千鶴子(うえのちづる)
社会学者、東京大学名誉教授、認定評議会人WIMENS
プロジェクトリーダー(PI)。専門
は、女性学、社会思想史、歴史、社会哲學、
専門は女性学、ジンデー研究、高齢者の介護とケアも
「ケアの社会学」、「せきらいじゅく」、「ソーシャルニード」
などを提唱。
著書には「うきよち」、「歴えて! 『柳家』」
、「在りひとりのスヌメ」、「ブリニズムがいかがほ」と
、最新刊に「上野千鶴子の人生と生き方」。

講演 上野千鶴子さん

交流会
令和6年7月7日(日)午後4時~午後8時
ホテル金沢 2階 ダイヤモンドルーム

観 光
令和6年7月8日(月)
金沢:市内観光(自由散策)
加賀:伝統工芸城 ゆのくにの森(工芸体験)

お問い合わせ 全国女性行政書士交流会in いしかわ
実行委員会 2266 事務局 上田 恵子
E-mail: saku라会@gmail.com
TEL: 076-285-0033

QRコード

新聞報道されました

向井会長を再任

県行政書士会総会

石川県行政書士会の総会は26日、金沢市の金沢ニューケランドホテルで約70人が出席して開かれ、向井隆郎会長を再任した。

事業計画では、エンブレムアソシエイション研修の実施や県内イベント会場での無料相談会再開などを重点項目とした。4年ぶりに総会記念式典が行われた。向井会長は次のように述べました。

卷之三

提供 北國新聞 朝刊 令和5年5月27日



あいさつする向井会長

総会では22年度の事業、決算、23年度の事業計画案、予算案も審議、原案どおり承認した。事

提供 日刊建設工業新聞(北陸工業新聞社) 令和5年5月29日

石川県行政書士会定時総会

向井 隆郎 会長を再任

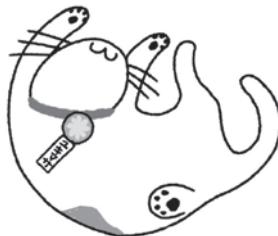
汎

県行政書士会の向井隆助会長は6日、任あいさつで北國新聞社を訪れ、新型コロナの制限がなくなる中で「対面で『ヨーヨー』ケーションする機会を増やし、相談者の悩みに応えていく」と抱負を述べた。

向井会長は、地震のあった珠洲市で罹災証明発行などの被災者支援に取り組んでいることを紹介し、「専門知識を生かして社会貢献の務めを果たしたい」と述べた。

向井会長は5月26日の総会で再任された。同行した寺分努、今村和宏、富田賀、小山内俊平の4副会長はいずれも新任で「行政書士の認知度アップに努める」などと話した。任期は2年で、向井会長は日本行政書士会連合会中部地方協議会の会長にも就いた。

提供 北國新聞 朝刊 令和5年7月7日



向井会長「対面重視で相談」
県行政審士会が抱負



再任の抱負を述べる向井会長
(中央) 北國新聞社

対面相談会など再開

県行政書士会 向井会長らPR

が進み、仕事がなくなる危機感を会員が抱いている」とを明かし、「時代とともに行政書士の社会的な役割が変わってくる。より深く高度な知識を身に付けて、一人一人に合った提案ができるようになりなくてはいけない」と語った。

会長ら5人が6日、新任のあいさつで、金沢市駅西本町の中日新聞北陸本社を訪ね、抱負を述べた。

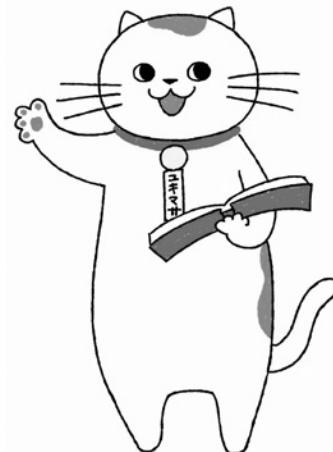
向井会長は、コロナ禍で自粛していた相談会や講座などを対面で再開することを約定した。行政手続きのデジタル化

本社来訪

県行政書士会の向井隆郎会長らが6日、金沢市の北陸工業新聞社を訪れ、2023年度の重点事業などについて説明した。向井会長は「行政



新任あいさつに訪れた県行政書士会の向井隆郎会長（前列中央）ら=金沢市の中日新聞北陸本社で



石川県行政書士会、研修等充実へ

石川県行政書士会の向井隆郎会長らが6日、金沢市の北陸工業新聞社を訪れ、2023年度の重点事業などについて説明した。向井会長は「行政

手続でオンライン申請

が本格化する。建設業許可・経営事項審査電子申請システムなど、実務経験の少ない会員もしっかりと対応できるよう、情報提供や研修会等で積極的にサポートする」と抱負を述べている。

5月開催の定時総会で向井会長が再任された。コンプライアンス研修の実施やWebサイトの企画・ニューカル、開業セミナー充実、オンライン

活動、県内イベント会

兼任する。副会長の寺分

今村和宏、富田貴

小山内俊平の4氏も同行

する方を含めた。向井

会長は日本行政書士会連

合会中部地方協議会長も

務め

した。



日本行政書士会連合会中部地方協議会長にも就いた向井氏（中央）

提供

日刊建設工業新聞（北陸工業新聞社）令和5年7月7日



加賀支部報告

加賀支部 支部長 吉田 義明

現在、広報月間の無料相談会を10月1日(日)午後1時から予定しており、開催に向けて準備中です。場所は加賀温泉駅前のアビオシティ2階情報プラザを予定しています。

また、新聞折り込みのチラシを配布する予定でいますが、たくさんの相談者が来場されることを期待しています。

加賀支部は登録会員18名と少人数な支部で、活動も

あまり活発ではありません。しかし近年入会された会員の方々に支部役員として協力していただいており、感謝しております。

加賀支部の活動の活性化に向けて努力したいと思っていますので、お気づきの点がありましたらご指摘のほどお願いします。

小松支部報告

小松支部 支部長 今井 邦彦

このたび、令和5年度小松支部定時総会におきまして、小松支部長に就任いたしました今井邦彦と申します。

小松支部会員の皆様方には、日頃より当支部活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

当支部では、令和5年4月14日(金)に小松市公会堂にて令和5年度小松支部定時総会を開催いたしました。36名(本人出席13名、委任状出席23名)が出席し、議事は、令和4年度事業報告、決算報告、監査報告、令和5年度事業計画(案)、予算(案)で、いずれも原案通り承認可決され、続いて支部役員改選と支部選出の本会役員委員の推薦が行われ、下記の通り選出され就任いたしました。また当総会におきまして、会員の皆様方から多数のご意見をいただきましたので、今後の事業計画に反映していきたいと考えております。

当支部活動としましては、行政書士制度広報月間無料相談会を令和5年9月30日(土)にアル・プラザ小松にて開催を予定しております。また、懇親会等の活動も再開していき、支部会員が交流し意見交換しつつ互いの親睦が深まれば幸いに存じます。

新役員一同、小松支部の発展のために精進する所存でございますので、今後とも当支部の活動にご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【令和5・6年度 小松支部役員】

支 部 長	今井 邦彦
副支部長	榎 和磨
会計幹事	上口 泰広
幹 事	西岡 正則
監 事	中道 啓司

【令和5・6年度 本会役員・委員会委員 小松支部推薦】

理 事	今井 邦彦
理 事	榎 和磨
監 事	中道 啓司
綱 紀 委 員	近藤 守
選挙管理委員	前田 佳子



金沢支部報告

金沢支部 支部長 小山内 俊平

令和5年度の金沢支部定時総会で支部長となりました小山内です。

まず、この7月の大雨によって支部管内の津幡町、

かほく市を中心とした地域に家屋への浸水や土砂崩れが発生し、被害に遭われた会員の方もありました。あらためて心よりお見舞い申し上げます。

さて、金沢支部の事業については、「支部会員の業務の研究指導、進歩、改善を図る」「支部会員の相互の親睦、福利増進ならびに連絡を図るとともに、本会に意見を具申する」「関係官公署および団体との連絡協調を図ること」と支部の規則に書いてあります。

具体的には、「支部会員の業務の研究指導、進歩、改善を図る」ために研修会を、「支部会員の相互の親睦、福利増進ならびに連絡を図る」ために懇親会を、「本会に意見を具申する」ために調査研究活動を、「関係官公署および団体との連絡協調を図る」ために官公署への巡回活動を行っています。

また、支部管内の市民・町民の皆様に対し、「街の身近な法律家」である行政書士をより知って頂くために無料相談会を実施しています。

と、言葉で書くと堅苦しいのですが、私はこの2年間の任期の中で、役員だけではなく諸先輩方から新入会員の方々まで、できるだけ多くの支部会員の皆様と一緒に支部活動に取り組んでいきたいと思っています。

支部の活動をより良いもの、意義のあるものにしていくときに、役員だけの力でその目的を達することはできません。多くの会員の皆様に定時総会をはじめ、研修会・懇親会、無料相談会等の活動へご参加いただき、お互いに情報を交換し、様々な意見を交わしていくことが大切だと考えています。

多くの人が支部活動に関心を持って関わり、会員同士の親睦が深まって支部が盛り上がりしていくことにより、個々の行政書士の業務もより良く進歩し、改善していくものと思います。

今年5月、令和2年初めから続く新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、少しずつコロナ禍前のような活動ができる状況になってきました。

令和5・6年度は後述する役員体制で支部の事業を進めています。5月の定時総会後から総務部、業務指導部、企画部、広報部、法務部の各部の役員は一生懸命事業に取り組んでいますので、支部の皆様にも研修会・懇親会や、無料相談会の相談員に積極的にご参加いただいて、一緒に支部を盛り上げていけると嬉しいです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【令和5・6年度 役員組織任務分担】

支 部 長	小山内 俊平
副支部長	宮田 貢
理 事	総 務 部
	部長 木原 奈緒美 部員 浦本 里美 島村 真由美
	業務指導部 部長 野村 薫 部員 杉本 圭司
	企 画 部 部長 小林 明子 部員 寺田 圭佑 面 政裕
	広 報 部 部長 浅井 拓也 部員 宮川 敏彦 上田 恵子 後 洋平
	法 務 部 部長 勝尾 太一 部員 中川 幸雄
監 事	前川 仁恵 岩本 美恵子



七尾支部報告

七尾支部 支部長 寺分 努

このたび、令和5年度七尾支部定時総会におきまして、再び支部長を拝命いたしました寺分と申します。私自身、今年の3月で登録から20年が経ちましたが、七尾

支部の皆様方のお力添えをいただきながら、何とか業務を続けて来られたという思いがございます。そのような思いを少しでも皆様に還元させていただくことと、直

面している課題一支部活動を継続するためには何をすれば良いか等々の解決策を模索しつつ、支部の企画・運営を行って参りたいと存じます。また、昨年度もコロナ禍の影響により、なかなか計画通りの事業実施が出来ず、大変ご迷惑をおかけいたしました。ただし、今年の5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症(2類相当)」から「5類感染症」になりましたので、今年度からは会員の交流を含めた活動の再開を進めて参ります。

さて、令和5年度七尾支部定時総会は、令和5年5月8日(月)午後4時から、七尾市石崎町・和倉温泉「のと楽」において、出席会員29名(うち委任状提出者16名)により開催いたしました。

来賓として本会より向井隆郎会長のご臨席を賜り、祝辞を頂戴いたしました。その後、議事に入り、議長より令和4年度事業報告・決算報告がなされ、古川監事による監査報告があった後、原案どおり全会一致で承認可決されました。次に令和5年度事業計画及び予算案の提案説明があり、それぞれ原案のとおり全会一致で可決承認されました。続いて、支部役員改選と支部選出の本会役員・委員の推薦が行なわれ、下記のとおり選出されました。

【令和5・6年度 七尾支部役員】

支 部 長	寺 分 努
副支部長	田 中 傑
会計幹事	磯 部 由美子
幹 事	太 田 勉

幹 事	端 井 義 之
幹 事	春 山 登 美 夫
幹 事	北 野 和 喜 夫
幹 事	林 正 志
監 事	高 村 記 子
監 事	古 川 久 次

【令和5・6年度本会役員・委員会委員(支部推薦)】

理 事	田 中 傑
理 事	林 正 志
綱 紀 委 員	北 野 和 喜 夫
選 挙 管 理 委 員	古 川 久 次
監 事	高 山 孝

定時総会終了後、午後6時から同会場にて懇親会を開催いたしました。

コロナ禍のため、4年ぶりの懇親会とあって、久しぶりにお会いした方や今回初めて参加した方もいらっしゃいましたが、それぞれ大いに懇親を深め、盛り上がりました。ただし、二次会については未だにコロナ禍の影響で以前利用していた会場が閉店していたため、残念ながら今回は一次会のみとなっていました。

七尾支部では、今年度の事業計画として、支部研修会の開催や会員の交流を図る懇親会等の開催を企画しております。また、支部会員の皆様に情報発信できる体制づくりを進めて参りますので、支部会員の皆様のご理解とご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

輪島支部報告

輪島支部 支部長 谷内 廣

輪島支部は、令和5年度の総会を4月21日に「能登やなぎだ荘」にて開催しました。

当日は、向井会長にお越しいただき、挨拶の中で現下の状況などを話していただきました。特に倫理面につき課題と対応について伺いました。会員一人一人がその職責の重大さを思い起こしたところです。

総会の議題は、昨年度の事業報告、決算の報告、本年度の事業計画案、予算案が提案されました。いずれも全員賛成で可決されたところです。また、令和5、6年度の役員を決定しました。私谷内が支部長を務め、副支部長、幹事、監事を選出して活動することになりました。

事業計画の中で、秋には無料相談会を行い、そのた

めの相談員の選定などを総会の場で決めました。今年は会場を能登空港ターミナルビルの一室を使用して行います。広く能登の各地から相談者が訪れる期待しています。

なお、総会の場で倫理研修の会場を能登地区にも設けてほしいとの要望が出ました。早速和倉会場で行われ、当支部会員5人が受講しました。ありがとうございました。

今後、輪島支部は従前にも増して、市民町民の皆さんに頼りにされる行政書士を目指し、会員皆が努力してまいります。どうぞよろしくお願いします。

第1回支部長会報告

広報・監察部長 中川 幸雄

令和5年7月27日(木)午後4時より本会会議室にて、令和5年度第1回支部長会が開催された。吉田義明加賀支部長、今井邦彦小松支部長、小山内俊平金沢支部長、寺分努七尾支部長のほか、オブザーバーとして谷川竜一総務・経理部長と広報・監察部長である中川が参加した。議題は以下のとおりである。

1. 支部長会長選任

各支部長による互選が行われた結果、小山内金沢支部長が支部長会長に決定した。

2. 広報月間の活動予定について

各支部の広報月間無料相談会の予定が共有されたほか、会場確保やPRポスターの配布方法などについて意見が交わされた。また、無料相談会の宣伝について、新聞折込みや回覧板など各方法の長所・短所について話し合われた。官公署巡回については、金沢支部から本会に移行できるものは移行したく次回以降の本会理事会に提案する意向が示された。

3. 支部長会の開催予定について

令和5年度中に開催される第2回～第4回の日程が決定された。

4. その他

各会員への連絡方法や総会の運営、研修会の内容、懇親会などについて意見交換が行われた。無料相談会や研修内容が本会と被らないように配慮することについて確認された。

終始、和気あいあいとした雰囲気の中、積極的な意見交換が行われた。



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部

コスモス石川 活動報告

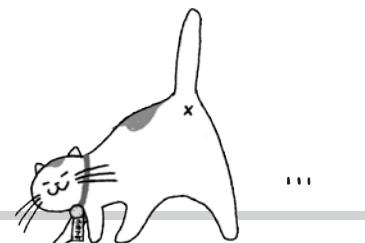
「なんで成年後見やってるの?」

よく言われたり聞かれたりするかと思います。子供なんかは辛辣ですね。そんなもんやって何になるん、辞めたら? 始めたからには辞める訳にはいかない。そもそも何で始めたのかな~と考えてみました。

後見やるにはそれぞれ理由があると思います。新しい分野だからとりあえずやってみたい。儲かるなんなら何でも積極的にやる。社会貢献やボランティアとして。親戚知人に似た境遇の人がいる。など。

現に後見人をやられている方はわかっていると思います。後見は儲からない、時間が取られる。なのになぜ後見やるんでしょうかね?後見やってる方は余程奇な方々です。奇って言っても変な意味じゃないですよ。本当に感心な方々です。時間取られて、見合う収入はないですから。それでも何かあるんでしきうね、続けるに値する何かが。

後見ってほかの業務と違うんですよね。何が違うかって、何だろう。本人から依頼されてやるんじゃない(法定後見は、です。任意後見は本人との契約です。)とか。本人から依頼されていないのに本人のためにす



石川県支部長 中川 大

るって、変わってますよね。それから、業務を行うにあたって監督人(監督機関=家庭裁判所)がいるって、変わってますよねえ。何でも頼る訳にはいきませんが。だってサポートじゃないんです、監督ですから。あとは、報酬が一年に一回しかもらえないって耐えられます? それもこちらで請求書出す訳にはいかないんです。審判で付与される報酬がめちゃ安い(任意後見は当事者の合意で決められます)。

これが後見です。法定後見と任意後見の違いはあります。これをやっている人ってとても奇特ですよね? とっても感心できる人々です。本当に尊敬すべき方々です。それぞれあるでしょうが、たぶん根っこは人助けです。助けたいんです、困っている人を、衰えている人を。災害ボランティアの方々の気持ちと通ずるものがあるかも知れません。何かできることはないか、しかも行政書士として。これまで学んだことを生かして誰かのために役立てることはできないか、ここに後見がピタッと当てはまったのかも知れません。(機会があれば、次回以降に続く)

石川県外国人材受入サポートセンター 活動報告

センター長 寺田 隆

「石川県外国人材受入サポートセンター」は、当初、外国人支援における産学官の連携強化を目的に2019(令和元)年7月5日に開設され、2020(令和2)年度からは社会貢献事業の一環として活動しています。

センターの目的は、石川県内の企業が外国人材を円滑に受け入れ、かつ、適正に雇用するために必要な法的・専門的な情報を提供する役割を担い、そのための相談対応、情報発信等を通して地域の経済や産業の発展に寄与することを目的とし、主な事業内容は、①外国人材雇用企業等への相談事業、②高等教育機関、行政機関、経済団体等への講師派遣事業、③外国人材受入等に関するセミナー事業、の3本柱です。

※講師派遣の一例



【主な活動実績】

- 2019.05.29 加賀市商工会議所役員「改正入管法セミナー」講師派遣_50名
- 2019.07.08 金沢大学_留学生を対象「入管法の基礎知識」講師派遣_15名
- 2019.09.24 小松商工会議所主催「外国人雇用管理セミナー」講師派遣_10名
- 2019.11.22 金澤北ロータリークラブ会員「外国人就労ビザ等に関するセミナー」講師派遣_50名
- 2019.12.04 金沢大学「留学生向け就労ビザセミナー」講師派遣_20名
- 2020.01.20 金沢大学留学生就職促進プログラム「留学生が働きたい仕事を創ろう～在留資格要件・外国人留学生の希望を踏まえた採用・入社後活躍を考える～」講師派遣_40名
- 2020.07.27 金沢大学留学生オンライン授業「企業

文化組織論～入管法(在留資格)」「企業文化組織論～労働法～」

- 2021.06.28 金沢大学留学生向け入管法・労働法の講義講師派遣
- 2021.09.18 能美市開催「外国人コミュニティーリーダー研修」講師派遣
- 2021.11.15 中能登町開催「外国人コミュニティーリーダー研修」講師派遣
- 2022.01.24 石川県、いしかわ就職・定住総合サポートセンター、石川県行政書士会「実例で学ぶ!外国人留学生を中心とした外国人材活用セミナー」講師派遣/共催_県内企業14社
- 2022.05.09 金沢大学の留学生「日本企業理解Ⅱ 知っておくべき就労基礎知識～就労ビザ」講師派遣_15名
- 2022.10.11 石川県、いしかわ就職・定住総合サポートセンター「実例で学ぶ!製造業での外国人材活用セミナー」講師派遣_県内企業22社
- 2022.11.19 公益財団法人石川県国際交流協会外国人コミュニティーリーダー研修「外国人住民にとって必要な支援を考えよう:行政書士にどんなことが相談できますか?」講師派遣 羽咋市、宝達志水町在住の外国人住民
- 2023.03.01 小松市商工会議所「外国人材受入に関するセミナー」講師派遣_30名

他にも、電話による相談事業を実施しています。

コロナ禍により、長らく活動が制限されていましたが、ようやく活動を再開できることとなりました。

【将来展望】

滋賀県行政書士会では、「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を実質的に運営し、センターには常時2名の行政書士が常駐して県内企業の相談に応じているという事で、年間約1200万円が行政書士への報酬となっているそうです。

数多くのハードルはありますが、石川県でも同様なことができたらよいと考えています。

総務・経理部 活動報告

総務・経理部長 谷川 竜一

【職務上請求書を購入する際の一般倫理研修修了証の提出義務化が開始】

本誌2023年2月号(No.73)でもご案内させていただきましたとおり、令和5年8月31日より職務上請求書購入時的一般倫理研修修了証の提出が義務化されました。

〈日本行政書士会連合会会則〉
(行政書士の研修)
第62条の2 (省略)
2 (省略)
3 行政書士は、本会が行う行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした**倫理研修**を受講しなければならない。

附則
この会則は、認可の日から施行する。(令和4年8月31日 総務大臣認可)

〈日本行政書士会連合会 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則〉
(購入申込み)

第22条 職務上請求書の購入を希望する個人開業の行政書士又は行政書士法人は、「購入申込書」(様式第2号)に必要事項を記入し、「誓約書」(様式第3号)の内容を確認して次に掲げる者が署名した後、それぞれに職印を押印したもの及び**会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類**を添えて所属する単位会に提出しなければならない。

一 個人開業の行政書士 当該行政書士本人
二 行政書士法人 当該行政書士法人の社員(代表する社員がある場合はその者)
2 2回目以降の購入を希望する個人開業の行政書士又は行政書士法人は、前項の「購入申込書」、「誓約書」及び**会則第62条の2第3項に定める倫理研修を修了したことを証する書類**に加え、職務上請求書の使用済み控え綴りを所属する単位会に提出し、所管部署による記載内容の確認を受けなければならない。

附則
この規則は、会則認可の日(令和4年8月31日)から施行する。ただし、**第22条の改正規定**は、会則認可の日から起算して1年を経過した日から施行する。

一般倫理研修の受講方法は2通りありますので、以下のいずれの方法で受講するかによって修了証の入手方法は異なります。

〈方法1〉日行連中央研修所研修サイトのVODで受講する場合
1:日行連中央研修所研修サイトにログインする。

(初めて利用される場合は新規登録が必要となります)

2:「講座一覧」→「義務研修」→「一般倫理研修」→「一般倫理研修」を選択する。

3:以下のすべての講座(4科目13講座)を視聴する。

4:すべての講座を視聴後に講座一覧ページ左下に表示される「テスト」をクリックし、各科目の動画内で表示されたキーワードを選択して回答(全4問)する。

5:テストの結果が「合格」だった場合は講座一覧ページ右下に「修了証発行」が表示されるため、これをクリックして修了証を印刷(モノクロ可)する。

(修了証はパソコンにダウンロードして保存する形でも問題ありませんが、職務上請求書購入時には印刷したものをお提出ください)

No	講座タイトル	時間
01	行政書士法及び関係法令「導入」	04:11
02	行政書士法及び関係法令「行政書士法」その1	15:18
03	行政書士法及び関係法令「行政書士法」その2	17:09
04	行政書士法及び関係法令「住民基本台帳法」	22:08
05	行政書士法及び関係法令「戸籍法」	10:20
06	人権「導入」	09:13
07	人権「人権に関する諸問題」その1	20:24
08	人権「人権に関する諸問題」その2	11:49
09	人権「行政書士に関わる分野」	15:08
10	職業倫理 その1	17:21
11	職業倫理 その2	12:40
12	職務上請求書の適正使用 その1	10:18
13	職務上請求書の適正使用 その2	15:36
	視聴時間合計	3:01:35

〈方法2〉本会が開催する集合形式の一般倫理研修を受講する場合

1:本会が開催する一般倫理研修を受講(内容は日行連中央研修所研修サイトのVODと同様)する。
(直近の開催履歴)

令和5年7月 6日(金沢市ものづくり会館)
令和5年7月18日(七尾市和倉温泉お祭り会館)
令和5年8月 1日(小松商工会議所)

2:研修受講後、本会から修了証が郵送される。
(原本はご自身で保管し、職務上請求書購入時には写しをご提出ください)

〈Q&A〉

Q1:職務上請求書を購入する予定が無い場合は一般倫理研修を受講しなくても良いですか?

A 1:一般倫理研修は職務上請求書購入の有無に関わらず受講が義務付けられておりますので、必ず受講する必要があります。なお、行政書士登録の時期によって受講期限は異なります。

(令和5年8月31日時点で登録されている会員)

受講期限:令和6年3月31日

(令和5年9月1日以降に登録した会員)

受講期限:登録の翌月から3ヶ月以内

Q2:一般倫理研修の受講期限が経過する前に職務上請求書を購入する場合、修了証の添付は不要ですか?

A 2:受講期限に関係なく、令和5年8月31日以降は修了証の添付がなければ職務上請求書を購入することはできません。よって、新入会員であっても一般倫理研修を受講してからでなければ職務上請求書を購入することはできません。

Q3:修了証に有効期限はありますか?

A 3:受講期限内のものをご提出ください。なお、2回目以降の受講期限は修了日の5年後の日が属する年度の3月31日となります。

例)令和5年9月1日に修了した場合 ⇒ 令和11年3月31日

※ただし、令和5年3月31日までに修了した場合は、令和11年3月31日となります。

Q4:修了証は提示でも良いですか?

A 4:写しを書面で提出してください。

業務部 活動報告

業務部長 宇野 敏彦

(1)業務研修会について

【開催内容】

令和5年

7月 4日(火)(会場開催)

「プロが作成すべき業務委託契約書とは」

参加者33名

7月24日(月)(会場開催とZoom配信)

「相続土地国庫帰属制度及び相続登記の義務化」について

参加者65名(会場参加26名、オンライン参加39名)

【開催報告】

「プロが作成すべき業務委託契約書とは」(7月4日)

今年度の第1回の研修会は、行政書士としての身近な業務である契約書作成業務を取り上げました。昨今の(テクノロジーの進化により、)チャットGPTなどのAIの普及により定形的で単純な文書作成業務は近い将来AIに取って代わられかねないと危惧されていますが、どんなにAIが進化しても最終的には我々専門家のチェックが必要となってきます。

この研修会では行政書士自身が依頼者と締結する「業務委託契約書」を題材として、当会の勝尾太一会員に講師を務めていただき、契約を締結する際に必要となる知識や行政書士が業務に着手する前に依頼者とのような点について取決めをしておくべき必要事項などを講義していただきました。

「相続土地国庫帰属制度」及び「相続登記の義務化」について(7月24日)

第2回の研修会では、令和5年4月27日から既に施行されている「相続土地国庫帰属制度」と来年度令和6年4月1日より施行される「相続登記の義務化」を取り上げました。

この研修会は2部構成とし、第1部では金沢地方法務局の担当職員の方に今回の新制度の概要と申請における留意事項を講義していただき、第2部では当会の農地国土開発研究会の代表世話人である寺分努会員に新制度における実務的なポイントを講義していただきました。

(2)日行連一般倫理研修について

令和5年8月31日より日本行政書士会連合会倫理研修規則が施行され、これにより全会員を対象に一般倫理研修の受講が義務化され、職務上請求書の購入時に一般倫理研修の修了証が必要となりました。通常の一般倫理研修は、日行連HPの中央研修所研修サイトで提供するビデオ・オン・デマンド(以下「VOD」という。)コンテンツを視聴していただく方式により実施しておりますが、VODによる受講ができない個人会員に供するため、研修会場を設けて当該会員に来場していただき、県内の3会場にてVODを視聴する方法により一般倫理研修を実施いたしました。

令和5年7月 6日(木)金沢会場 参加者28名

令和5年7月18日(火)能登会場 参加者12名

令和5年8月 1日(火)加賀会場 参加者6名

(3)【今後の予定】※令和5年8月10日現在

業務研修会

令和5年 8月25日(金) 「遺言を遺すべき人」及び「遺言作成や遺言執行にあたつてのトラブル回避」について

令和5年 9月21日(木) 行政書士が行う「財産管理業務」について

令和5年10月(下旬予定) 「自動車登録業務の実務」について

新人向けVODフォローアップ研修会

令和5年 8月28日(月) 車庫証明・自動車登録手続きについて

令和5年 9月25日(月) 相続手続き(戸籍の読み方を含む)について

令和5年10月30日(月) 在留資格に関する基礎的な知識について

令和5年11月27日(月) 農地とは、農地転用手続きをについて

令和5年12月25日(月) 株式会社設立について

令和6年 1月29日(月) 契約書作成業務について

令和6年 2月26日(月) 建設業許可申請について

(4)【業務部からのお知らせ】

昨年度(令和4年度)に実施した新入会員向け研修会で使用した研修VOD(計8本)と講義資料を、会員の部屋で公開させていただいております。とても基礎的な内容が中心となりますので、研修内容に関して業務歴がまだ浅い方や、もう一度基礎から学び直したい方などいらっしゃいましたら是非ともご活用くださいませ。

<VOD動画の公開場所>

「会員の部屋(<http://ishikawakai.com/>)」→「VOD」→「基礎研修(新入会員向け)」



第1回研修会



第2回研修会

社会貢献事業部 活動報告

社会貢献事業部長 今井 邦彦

社会貢献事業部の事業活動は、社会貢献活動を通して県民市民の皆様方に行政書士制度を周知し行政書士が社会において欠かすことができない存在であることを知りたいと趣旨として、無料相談会の開催等の活動に取り組み実践してまいります。その活動には多種多様な事業がございますので、以下にて、その事業活動のうちの主な事業を列挙し、その活動内容をご説明させていただきます。

◇相談事業

当会員のご協力とご支援のもと、行政書士制度広報月間における無料相談会や石川県国際交流協会外国人のための無料相談会の開催のほか、総務省主催の行政機関合同無料相談や石川県士業団体協議会主催の10士業合同無料相談、石川県・石川県士業団体協議会による奥能登地震の被災者に対する合同無料相談会等への相談員の派遣を実施いたします。

◇防災事業

石川県は防災関係機関や県民市民の参加のもと防災訓練を実施し関係機関等の連携強化を図るとともに県民市民の防災意識の更なる高揚を図ることを目的に防災訓練を実施しているところ、当会では石川県との防災協定に基づき石川県防災総合訓練(今年度は能登町にて開催予定)や県民一斉防災訓練に参加いたします。

◇法教育事業

学校や生徒等への身近な法情報の提供や支援を目的に、学校教育現場等への法教育活動を実施しております。昨年度は、星稜高等学校が開講している「土曜特別プログラム(キャリア教育プログラム)」に参加し特別授業を実施したほか、野田中学校が実施している「キャリア教育(職業人に学ぶ会)」としての法教育活動を実施しました。引き続き今年度も学校教育現場等への法教育活動を実行いたします。

◇出前講座事業

県民市民の皆様方が開催する集会や会合等に当

会から行政書士が出向き、終活や遺言・相続・成年後見等のご希望されるテーマについて、法律から事例紹介まで分かりやすくお話しする無料講座を実施いたします。

◇出前相談事業

県内で開催される石川県主催の「いしかわ介護フェスタ」や金沢市社会福祉協議会主催の「福祉のつどい金沢」等の各種イベントに参加・出展しブースを構えて無料相談を実施いたします。

◇外国人材受入サポートセンター事業

企業や団体等に対しまして、外国人材受入れの仕組み・手続きのご相談や外国人材を受け入れるための各種書類の作成、出入国在留管理局への申請手続き、職場環境や受入体制の確認等のご支援をしております。そのほか外国人材受入れに関するセミナー・勉強会等に講師を派遣いたします。

◇成年後見

当会では公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部と協力し、成年後見制度の普及や啓発活動を実施しております。当センター石川県支部では成年後見制度のご利用に関するご相談やご支援、成年後見人候補者のご紹介等の事業活動をしております。

社会貢献活動には、会員の皆様方のご理解とご協力が必要でございます。今後とも社会貢献事業部の活動にご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



広報・監察部 メディア・広報月間グループ 活動報告

グループリーダー 寺田 圭佑

広報・監察部メディア・広報月間グループは、大きく分けて、①行政書士制度広報月間にに関する活動、②行政書士制度のPR事業、の2つの活動を行います。

本年度の広報月間無料相談会は、9月29日(金)から10月1日(日)の3日間で開催されます。当グループは、相談会開催に向けて様々な広報活動を行ってまいります。

まず初めに、各所訪問の際に行政書士をPRするため、全行団に日本行政書士会連合会公式キャラクターであるユキマサくんの着ぐるみレンタルの問合せを行いました。各県行政書士会からの需要が広報月間に集中するため、また、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へと移行したこと、これを機に、積極的に外部へ広報していきたいという思いもあり、他県に先んじて動いたつもりでしたが、残念ながら全行団から返ってきた答えは、「諸般の事情によりユキマサくん着ぐるみレンタル事業を終了した。」という予想だにしていないものでした。また、その他の活動として、各支部の対面相談会及び本会の電話無料相談

会の開催日時や場所を周知するため、石川県内各市町に対して広報誌への掲載をお願いしております。

今後の計画として、例年通り、相談会開催日を含む一週間前からテレビCMを放映いたします。内容は昨年と同様ですが、セリフを一部変更します。なお、放送局は、石川テレビとMRO北陸に依頼する予定です。また、ラジオ局に対しても出演交渉を行いたいと思います。相談会開催初日には、こちらも例年通り、北國新聞にカラー全面広告を、北陸中日新聞に小枠広告を掲載いたします。会員の皆様には是非とも広告への名簿掲載のご協力をお願いいたします。

行政書士制度のPR事業としまして、7月6日に当会会長及び副会長4名が報道各社を訪問し、新役員就任の挨拶を行いました。また、本年度最も注力する事業として、石川県行政書士会のホームページリニューアルがあります。昨年度の進捗を引き継ぎ、本年度中には完成させるべく活動してまいりますので、会員の皆様には、新しく生まれ変わったホームページを楽しみに待っていていただければ幸いです。

広報・監察部 HP・SNSグループ 「X(旧Twitter)の活性化を模索中」

グループリーダー 出見世 雅之

広報・監察部HP・SNSグループでは、当会における広報PR活動の取り組みとして、令和3年から石川県行政書士のオフィシャルXアカウントを運用しております。

Xアカウントの具体的な運用計画といたしましては、月に3回以上の記事の投稿を行っていき認知度を高めていきたいと考えています。

運用開始にあたり設定した目標は、約1年後(令和6年3月)における1投稿当たりの平均「いいね」数が30件です。この目標を達成できるようこの1年は広報・監察部員の力を合わせて、一般の方々、事業者の方々、行政書士や他士業の方々、そして当会会員の皆様にとっても有意義な情報を届けたいと思っております。

会員の皆様におかれましても、是非以下の当会アカウントをフォローおよび投稿記事の拡散をお願い致します。また投稿に相応しい企画や出来事などあれば、ど

うか遠慮なく広報・監察部員にお伝え頂ければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

Xアカウント名: 石川県行政書士会
(@ishikawagousei)



広報・監察部 監察グループ 活動報告

グループリーダー 西海 雅規

1. 活動報告

(1) グループ会議の開催

第1回 令和5年 6月14日(水)(Zoom会議)
出席者 6名

(2) サイバーパトロールの実施

第1回 令和5年 7月 1日(土) 担当:西海
第2回 令和5年 8月 1日(火) 担当:坂本

2. 事業計画

(1) 農業委員会への訪問

8月以降、各市町の農業委員会へ訪問する。また石川県への働きかけも強化する。全ての市町農業委員会に対して、各ホームページ上の非行政書士排除に関する警告文の掲載やプレート等の設置を依頼します。

(2) 石川県内の警察関係への訪問

11月以降、風俗営業、古物商、パチンコ店、麻雀、ゲームセンター等への申請取締り強化の為、石川県警察本部へお願いの上、主として金沢市内の各警察署の生活安全課を訪問します。

(3) サイバーパトロールの実施

7月以降、毎月1日を活動日とし6名で持ち回る。石川県内にて非行政書士活動を行う事業者の特定及び調査を行います。

3. 非行政書士の存在する問題点

(1) 信頼性の低下: 非行政書士は適切な資格や教育を受けていない場合があり、法的サポートの信頼性が低下する可能性があります。

(2) 品質の低下: 非行政書士は行政書士と同様の専門知識やコンプライアンス意識を持っていないため、文書作成や手続きの品質が低下し、クライアントの利益を損なう可能性があります。

(3) 業界イメージの損失: 非行政書士が法的サービスを提供することで、行政書士業界全体の信頼性や評判が損なわれる可能性があります。一部の不適格な非行政書士の行為が、全体の評価に影響を及ぼすことがあります。

4. 公的機関との連携

上記の監察活動を行うことで、公的機関等と連携し、非行政書士を排除する取り組みをより一層強化します。

5. 情報の普及とクライアントへの啓発活動

行政書士を利用する際に、クライアントが適格な専門家を選ぶためには情報提供と啓発活動が重要です。行政書士の特徴や適格性についての情報を提供し、クライアントが意思決定を行う際のガイドラインとなれば幸いです。

非行政書士の排除活動は、法的サポートの信頼性と品質を保障するために重要な取り組みです。法的規制の強化や公的機関による監督と取締り、業界団体の役割強化などがその実現に向けた手段となります。また、クライアントへの啓発活動や行政書士業界内の情報共有も重要です。これらの取り組みを通じて、非行政書士の排除と行政書士業界の信頼性向上を図り、法的サポートの信頼性と品質を保障することを目標とし今年度は活動致します。

その書類にレッドカード



石川県行政書士会 問合せ先 076-268-9555

新しい20人の仲間紹介



■金沢支部
■令和5年1月15日入会
■事務所所在地 金沢市広岡1丁目3番1号
金沢駅西シャンブル18 202号室
TEL.076-222-5654

中村 孝治 (なかむら こうじ)

新入会員の中村孝治です。

これまで開業税理士として活動していましたが、開業12周年を機に、組織の法人化と行政書士への登録をさせていただきました。今年55歳になり、現役世代としてはあと10年と思っています。最後の10年は行政書士の世界でいろんな学びを得たいと思っています。どうぞこれからは、行政書士の中村孝治にご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



■小松支部
■令和5年2月15日入会
■事務所所在地 小松市芦田町二丁目18番地
TEL.0761-22-8231

坂本 大輔 (さかもと だいすけ)

私は、九龍橋合同事務所という小松市にある事務所に属しています、坂本大輔と申します。

ただ、依頼者の方から事務所名で声をかけられる際は、「九頭竜さん、九頭竜さん」と呼ばれることが少なくありません。おそらく、福井県にある九頭竜(川)と名称が似通っており紛らわしいことこの上ないのだと思います。まずは、依頼者の方から、はつきりと「九頭竜さん」と呼んでいただき機会を増やせるよう業務に精励したいと思います。



■小松支部
■令和5年3月1日入会
■事務所所在地 小松市日末町ム118番地
TEL.080-1955-7993

荒川 朋範 (あらかわ ともなり)

荒川行政書士事務所の荒川朋範と申します。金沢大学地域創造学類に在学中、22歳で行政書士試験に合格しました。その後、25歳で東京都行政書士会(渋谷支部)に入会し、渋谷区で「荒川行政書士事務所」を経営、行政書士としての歩みを始めました。この度、故郷である石川県小松市に拠点を移し、さらなる勢力拡大を図っています。20代で、行政書士としては若手ですが、真心と若さを活かした新時代の行政書士として活動していきます。



■金沢支部
■令和5年3月1日入会
■事務所所在地 金沢市東力三丁目82番地3
TEL.076-292-2445

河原 裕子 (かわはら ゆうこ)

令和5年3月に行政書士登録をいたしました河原裕子です。

コロナ禍に入り趣味の旅行に行けなくなったり一念発起して、以前より興味のあった行政書士資格にチャレンジしました。行政書士登録とともにコロナも明けてきましたので、趣味に仕事に邁進していく所存です。

皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



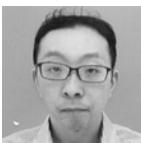
■金沢支部
■令和5年3月15日入会
■事務所所在地 金沢市諸江町27番11号
TEL.076-233-0007

大田 洋平 (おおた ようへい)

初めまして、大田洋平と申します。

生まれと育ちは神奈川県ですが、結婚を機に金沢に移り住みました。車の運転、雪かき等、最初は慣れないことばかりで苦労しましたが、今ではすっかり慣れて金沢人です。

行政書士として、まだまだ未熟ではありますが、皆様どうかよろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年3月15日入会
■事務所所在地 金沢市笠舞2丁目15番4号
TEL.076-265-5339

竹口 雄治 (たけぐち ゆうじ)

令和5年3月に行政書士登録をさせていただきました竹口雄治と申します。

前職は実家の工務店で大工等をして働いていました。職種としては大きく変わることになりますが、行政書士として必要な知識等を積極的に身に付けて、お客様が満足できる業務をこなせるよう邁進していきたいと思います。

余談ですが、趣味でカーリングをやってます。もし興味がある方は是非私まで連絡ください。これからよろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年3月15日入会
■事務所所在地 河北郡津幡町字清水イ107番地1
TEL.076-204-8740

高比良 麻希子 (たかひら まさこ)

令和5年3月に登録させていただきました高比良麻希子と申します。

銀行に就職し、出産育児のブランク後、現在は司法書士事務所に勤務して9年目、主に相続登記や成年後見の事務業務をしてまいりました。業務の中で戸籍を読み解く作業は好きな作業の一つです。ひとつひとつ丁寧に知識と経験を重ねて、行政書士として頑張っていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。



■加賀支部
■令和5年3月15日入会
■事務所所在地 加賀市松が丘2丁目13番地3
TEL.090-4346-2085

永野 登志雄 (ながの としお)

この度の新規登録にあたり、加賀市では令和最初の登録者であることと併せて身の引き締まる思いです。陸上自衛隊勤務に始まり様々なサービス業・営業職等を経ての行政書士登録となり実務未経験ではありますが、これまでに得た知見から市民に寄り添った頼れる街の行政書士として、眞の地域社会貢献を目指します。そのためには倫理(みち)を外すことなく、純粋に邁進していく所存です。

どうぞ今後とも宜しくお願ひ申し上げます。



■金沢支部
■令和5年4月2日入会
■事務所所在地 金沢市北安江4丁目27番12号
ウエストアベニュー103号室
TEL.076-205-7270

比良 紀敬 (ひら のりたか)

本年度4月に登録しました行政書士比良事務所の比良紀敬と申します。

週末にはラーメン食べ歩きが趣味の51歳です。

前職は畑違いの製造業で生産管理という部署で働いていました。

行政書士としてプロ意識をもって活動していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年4月15日入会
■事務所所在地 金沢市粟崎町4丁目29番地
TEL.080-3745-4992

麻本 匠浩 (あさもと まさひろ)

皆さん初めまして

今年度より石川県行政書士会に入会させていただきました麻本匠浩と申します。

出身地は富山県高岡市で縁あって現在は金沢市に事務所を構えております。

法律の専門知識を身に着けて、本来持つべき権利を正しく主張する手助けをしたいとの思いがありました。意欲的に実務をこなせる知識を身に着けられるよう努め、依頼者から頼りにしてもらえるよう頑張りたいです。ご指導・ご鞭撻何卒よろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年5月1日入会
■事務所所在地 金沢市寺町2丁目5番1号
TEL.090-2126-3346

坂元 敦 (さかもと あつし)

会員の先生方、初めまして5月に入会させて頂きました坂元 敦と申します。業界未経験では有りますが先輩の先生方のお力添えを頂きながら精一杯精進して参る所存でございますので何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



■金沢支部
■令和5年5月15日入会
■事務所所在地 金沢市御供田町ハ7番地4
TEL.076-259-1413

池田 勉 (いけだ つとむ)

皆さま、初めまして。このたび、石川県行政書士会に加入させて頂きました池田勉と申します。若輩者ですが、個々のご依頼を丁寧に引き受け、実績を積み重ねていきたく思っています。どうぞ、よろしくお願ひいたします。



■小松支部
■令和5年5月15日入会
■事務所所在地 能美市緑が丘5丁目18番地
ドミール緑が丘101
TEL.0761-46-6889

彦田 麻衣子 (ひこだまいこ)

今年4月に能美市緑が丘にて司法書士事務所を開業し、翌月5月に行政書士登録をいたしました。行政書士業務の実務経験はほとんどありませんが、できる限り様々な業務を受任することで、地域に貢献できるような存在となることを目標としております。よろしくお願ひいたします。



■加賀支部
■令和5年5月15日入会
■事務所所在地 加賀市山中温泉塚谷町1丁目117番地
TEL.090-4682-8418

藤懿 仰 (ふじい こう)

この度、行政書士登録をさせていただきました藤懿 仰と申します。長年製造業に従事しておりましたが退職し、現在は行政書士業務、測量業務、実家がお寺ということで僧侶としての業務など色々と兼業しております。これまでの経験を行政書士の業務に活かせればと思います。皆様ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。



■金沢支部
■令和5年6月1日入会
■事務所所在地 かほく市白尾ホ27-13
TEL.076-207-4252

東 翔平 (ひがし しょうへい)

令和5年6月に行政書士登録を行いました、東 翔平と申します。現在は、会社員との兼業ですが、まずは各研修会などを通じて知識の習得に励みたいと考えています。4年後に独立できるように邁進していく所存です。ご依頼主様の利益を最大化できる行政書士となれるように日々努力していくと考えております。先輩会員の皆様、今後ともよろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年6月1日入会
■事務所所在地 金沢市森山1丁目16番11号
TEL.076-209-7242

内藤 正雄 (ないとう まさお)

この度、新規に入会させて頂きました、内藤正雄と申します。前職は公務員で、防衛装備庁で装備行政を担当していましたが、定年を迎え、地元の金沢に帰ってきました。第二の人生では、行政書士として、少しでも地域(地元企業、地域住民)の抱える課題を解決できるように努力していく所存です。至らない点も多々あるかと思いますが、ご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



■七尾支部
■令和5年6月1日入会
■事務所所在地 羽咋郡志賀町給分二の19番地9
TEL.0767-42-0535

堀 聰 (ほり さとし)

令和5年6月に登録させていただきました、堀聰です。行政書士業務の範囲は広く、分からいないことばかりで、諸先輩方にはお世話になることも多々あるかと思いますが、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年6月15日入会
■事務所所在地 金沢市四十万町リ53番地
TEL.090-8095-5560

相原 秀行 (あいはら ひでゆき)

このたび登録・入会させていただきました相原秀行と申します。以前は市役所で福祉や税などの業務に従事しておりました。行政書士の業務は多岐にわたり、取扱業務を何にするか悩むところではありますが、まずは目の前の仕事に全力で取り組んでいきたいと思います。同時に、研修会等への参加を通じて業務知識の習得にも努めていきたいと思います。目標は、地域の方のが困ったときに相談相手として真っ先に思い浮かぶ、そんな行政書士になることです。どうぞよろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年7月1日入会
■事務所所在地 河北郡津幡町字横浜は95番地5
TEL.090-1390-3077

一谷 功史 (いちたに こうじ)

令和5年7月に登録いたしました一谷功史と申します。依頼者様にご満足いただけるサービスを提供できるよう、日々精進していく所存です。何卒よろしくお願ひいたします。



■金沢支部
■令和5年7月1日入会
■事務所所在地 白山市福留町181番地7
TEL.090-1312-4947

出口 敬一 (でぐち けいいち)

令和5年7月に行政書士登録をさせていただきました出口敬一と申します。現在、税理士をしておりますが、お客様のニーズに合わせ、幅広く業務提供ができるように精進していただきたいと考えております。今後ともどうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

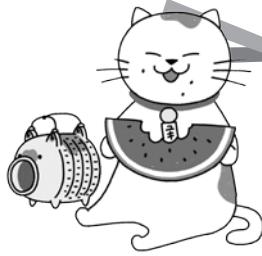
会務日誌

事務局からのお知らせ

1月10日(火)	月例無料相談会（白山）	白山市役所	1名
1月14日(土)	稲村建男・馳浩知事を囲む新春対談	コスモイル羽咋	4名
1月16日(月)	愛知会令和5年新年賀詞交歓会	ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋	1名
1月17日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
1月18日(水)	第4回総務・経理部会	本会議室	8名
1月19日(木)	日政連第1回支部長会	虎ノ門タワーズオフィス	2名
1月19日(木)	日行連理事会	虎ノ門タワーズオフィス	1名
1月19日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
1月19日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
1月20日(金)	日行連令和5年新年賀詞交歓会	ホテルオークラ東京	6名
1月23日(月)	第2回申請取次行政書士管理委員会	本会議室	3名
1月24日(火)	高齢者支援に関する全国担当者会議	オンライン	1名
1月24日(火)	第4回ICT特別委員会	オンライン	2名
1月25日(水)	全国法規監察担当者会議	オンライン	1名
1月25日(水)	申請取次行政書士管理委員会中部地区協議会責任者会議	名古屋サンスカイルームC室	1名
1月26日(木)	月例無料相談会（津幡）	文化会館シグナス	1名
1月27日(金)	月例無料相談会（野々市市役所）	野々市市役所	1名
1月27日(金)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会議室	3名
1月28日(土)	馳浩連合後援会新年互礼会	ホテル日航金沢	4名
1月28日(土)	村山たかし金沢市長新年互礼会	ホテル日航金沢	4名
1月30日(月)	第7回新入会員研修会	金沢市ものづくり会館	3名(運営)
2月 2日(木)	石川運輸支局登録部門窓口相談員ガイダンス	オンライン	5名
2月 2日(木)	石川県土業団体協議会第2回定例会	金沢東急ホテル	3名
2月 3日(金)	職務上請求書確認作業	本会議室	3名
2月 5日(日)	公明党「新春政経懇話会」	ホテル日航金沢	1名
2月 5日(日)	紐野義昭「新春の集い」	金沢東急ホテル	4名
2月 6日(月)	特定行政書士制度推進担当者会議	オンライン	1名
2月 6日(月)	中部運輸支局との意見交換会	オンライン	1名
2月 7日(火)	経理審査（10月～1月分）	本会議室	2名
2月 8日(水)	封印管理委員会	オンライン	5名
2月 9日(木)	三重県行政書士会入管研修会	三重県総合文化センター	3名
2月10日(金)	第6回部長会	オンライン	11名
2月11日(土)	佐々木はじめ衆議院議員新春国政報告会	グランドホテル白山	2名
2月13日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
2月13日(月)	富山会封印管理委員会等との意見交換会	富山県行政書士会	2名
2月14日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
2月14日(火)	第2回新入会員研修会G会議	本会議室	3名
2月14日(火)	公安調査庁来局対応	本会議室	1名
2月14日(火)	下沢佳充合同選挙対策会議	金沢東急ホテル	1名
2月14日(火)	下沢佳充連合後援会総会・懇親会	金沢東急ホテル	3名
2月15日(水)	名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会	金沢労働者プラザ	5名(運営)
2月16日(木)	金沢市成年後見制度利用促進協議会7	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
2月16日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
2月20日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
2月20日(月)	職務上請求書確認作業	本会議室	3名
2月21日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
2月21日(火)	第3回新入会員研修会G会議	本会議室	6名
2月21日(火)	下沢佳充後援会事務所開き	後援会事務所	1名
2月22日(水)	新規登録希望者面談 2名	本会議室	1名
2月22日(水)	第5回総務・経理部会	オンライン	9名
2月23日(木)	久保洋子後援会事務所開き	後援会事務所	1名
2月26日(日)	紐野義昭後援会事務所開き	後援会事務所	1名
2月28日(火)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会議室	3名
3月14日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	1名
3月16日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
3月17日(金)	中部地区申請取次行政管理委員会との意見交換会	オンライン	1名
3月17日(金)	全国建設業担当者会議	オンライン	1名
3月22日(水)	一般倫理研修受講管理マニュアルに係る説明会	オンライン	1名
4月 3日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
4月 3日(月)	第1回綱紀委員会	本会議室	7名
4月 3日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
4月 4日(火)	経理審査	本会議室	2名

4月 5日(水)	職務上請求書確認書	本会議室	5名
4月 7日(金)	第1回総務・経理部会	石川県地場産業振興センター	9名
4月10日(月)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会議室	3名
4月10日(月)	会長選挙立候補予定者に対する説明会	本会議室	2名
4月11日(火)	会計監査	本会議室	5名
4月11日(火)	月例無料相談会(白山)	白山市役所	1名
4月12日(水)	会長選挙告示日 受付立ち合い	本会議室	2名
4月14日(金)	小松支部定時総会	小松市公会堂	
4月15日(土)	第1回理事会	石川県地場産業振興センター	19名
4月18日(火)	月例無料相談会(内灘)	内灘町役場	2名
4月19日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
4月19日(水)	第2回綱紀委員会	本会議室	6名
4月19日(水)	職務上請求書確認作業	本会議室	2名
4月20日(木)	月例無料相談会(金沢市役所)	金沢市役所	2名
4月20日(木)	月例無料相談会(能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
4月21日(金)	輪島支部定時総会来賓出席	能登やなぎだ山荘	1名
4月22日(土)	コスモス成年後見スキル研鑽セミナー	石川県地場産業振興センター	1名
4月26日(水)	新規登録希望者面談 2名	本会議室	1名
4月27日(木)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会議室	3名
4月27日(木)	月例無料相談会(津幡)	文化会館シグナス	1名
4月28日(金)	新規登録希望者面談 2名	本会議室	1名
4月28日(金)	月例無料相談会(野々市市役所)	野々市市役所	1名
5月 1日(月)	月例無料相談会(小松市)	小松市役所	1名
5月 8日(月)	七尾支部定時総会来賓出席	のと楽	1名
5月 8日(月)	職務上請求書確認作業	本会議室	1名
5月 9日(火)	月例無料相談会(白山)	白山市役所	1名
5月10日(水)	月例無料相談会(七尾)	平和堂アルプラザ鹿島	2名
5月11日(木)	建設産廃業務研究会	本会議室	1名(代表世話人)
5月12日(金)	金沢支部定時総会来賓出席	ANAホリディイン金沢	1名
5月15日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
5月16日(火)	月例無料相談会(内灘)	内灘町役場	2名
5月16日(火)	第2回部長会	オンライン会議	6名
5月18日(木)	職務上請求書確認作業	本会議室	1名
5月18日(木)	月例無料相談会(金沢市役所)	金沢市役所	2名
5月18日(木)	中小企業支援業務研究会	オンライン会議	1名(代表世話人)
5月18日(木)	月例無料相談会(能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
5月19日(金)	月例無料相談会(野々市市役所)	野々市市役所	1名
5月19日(金)	富山県行政書士会定時総会来賓出席	ホテルグランテラス富山	1名
5月22日(月)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 1名	本会議室	2名
5月23日(火)	岐阜県行政書士会定時総会来賓出席	岐阜都ホテル	1名
5月24日(水)	農地国土開発研究会	オンライン会議	1名(代表世話人)
5月24日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
5月25日(木)	月例無料相談会(津幡)	文化会館シグナス	1名
5月25日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	1名
5月26日(金)	定時総会	金沢ニューグランドホテル	231名
5月26日(金)	第2回理事会	金沢ニューグランドホテル	23名
5月26日(金)	定期大会	金沢ニューグランドホテル	199名
5月29日(月)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 2名	本会議室	2名
5月30日(火)	愛知県行政書士会定時総会来賓出席	ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋	1名
6月 1日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
6月 5日(月)	月例無料相談会(小松市)	小松市役所	1名
6月 6日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	1名
6月 7日(水)	事務所経営相談対応	会員事務所	1名
6月 7日(水)	職務上請求書確認作業	本会議室	1名
6月 9日(金)	第1回業務部会	本会議室	10名
6月10日(土)	第1回広報・監察部会	お気軽会議室金沢安江町101号室	10名
6月10日(土)	奥能登地震合同無料相談会	ショッピングプラザシーサイド	1名
6月12日(月)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 3名	本会議室	3名
6月13日(火)	第1回広報・監察部 会報G会議	オンライン会議	5名
6月14日(水)	第1回広報・監察部 監察G会議	オンライン会議	6名
6月14日(水)	第1回総務・経理部会	本会議室	10名
6月14日(水)	月例無料相談会(七尾)	平和堂アルプラザ鹿島	2名

6月15日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
6月15日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
6月15日(木)	第1回官民業務受託調査特別委員会	オンライン会議	3名
6月15日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
6月16日(金)	北陸税理士会定期総会来賓出席	ホテル日航金沢	1名
6月16日(金)	月例無料相談会（野々市市役所）	野々市市役所	1名
6月17日(土)	奥能登地震合同無料相談会	ショッピングプラザシーサイド	2名
6月19日(月)	第2回広報・監察部 会報G会議	オンライン会議	5名
6月19日(月)	第3回綱紀委員会	本会議室	7名
6月20日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	2名
6月21日(水)	第1回ICT特別委員会	オンライン会議	3名
6月21日(水)	第3回広報・監察部 会報G会議	オンライン会議	6名
6月21日(水)	第1回封印管理委員会	本会議室	4名
6月21日(水)	第1回選挙管理委員会	本会議室	6名
6月22日(木)	月例無料相談会（津幡）	文化会館シグナス	1名
6月22日(木)	第1回広報・監察部 メディア・広報月間G会議	オンライン会議	4名
6月22日(木)	国際業務研究会	各事務所（Zoom）	1名（代表世話人）
6月22日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	1名
6月23日(金)	第1回社会貢献事業部会	本会議室	8名
6月24日(土)	奥能登地震合同無料相談会	ショッピングプラザシーサイド	1名
6月26日(月)	第1回暴力団等排除対策委員会	オンライン会議	3名
6月27日(火)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 2名	本会議室	3名
6月27日(火)	第1回 新入会員研修G会議	オンライン会議	6名
6月28日(水)	総務省石川行政評価事務所一日合同行政相談所	白山市福祉ふれあいセンター	1名
6月29日(木)	第3回部長会	本会議室	13名
6月30日(金)	北陸税理士会金沢支部定期総会来賓出席	ホテル日航金沢	1名
7月 1日(土)	奥能登地震合同無料相談会	ショッピングプラザシーサイド	2名
7月 2日(日)	岡田直樹国務大臣国政報告会	金沢東急ホテル	2名
7月 3日(月)	石川県土業団体協議会第1回定例会	ホテル金沢	3名
7月 3日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
7月 4日(火)	福祉のつどい金沢 いしかわ介護フェスタ	コトリ珈琲店	3名
7月 4日(火)	第1回業務研修会	金沢市ものづくり会館	5名（運営）
7月 6日(木)	日行連一般倫理研修会（金沢会場）	金沢市ものづくり会館	3名
7月 7日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会議室	3名
7月 9日(日)	報道機関表敬訪問	各報道機関	5名
7月11日(火)	県民一斉防災訓練 防災備品確認	本会議室	3名
7月12日(水)	新規登録者登録伝達式・新規登録者職務上請求書研修 2名	本会議室	3名
7月12日(水)	月例無料相談会（七尾）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
7月13日(木)	第4回綱紀委員会	会員事務所	1名
7月13日(木)	中小企業支援業務研究会	各事務所（Zoom）	1名（代表世話人）
7月13日(木)	建設産廃業務研究会	本会議室	1名（代表世話人）
7月15日(土)	第3回理事会	石川県地場産業振興センター	21名
7月18日(火)	奥能登地震正院公民館相談会	正院公民館	1名
7月18日(火)	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	2名
7月18日(火)	日行連一般倫理研修会（能登会場）	和倉温泉お祭り館	2名
7月19日(水)	出前講座	北間町会館	1名
7月19日(水)	職務上請求書確認作業	本会議室	5名
7月19日(水)	第4回綱紀委員会	本会議室	6名
7月19日(水)	農地国土開発研究会	各事務所（Zoom）	1名（代表世話人）
7月20日(木)	月例無料相談会（金沢市役所）	金沢市役所	2名
7月20日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
7月24日(月)	第2回業務研修会	金沢市ものづくり会館	6名（運営）
7月24日(月)	名古屋出入国管理局金沢出張所へ表敬訪問	駿西合同庁舎	4名
7月27日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	1名
7月28日(金)	成年後見制度にかかる石川県連絡協議会	オンライン会議	3名
7月28日(金)	月例無料相談会（野々市市役所）	野々市市役所	1名
7月29日(土)	奥能登地震合同無料相談会	珠洲市役所	1名
7月29日(土)	北陸新幹線建設促進石川県民会議	石川県地場産業振興センター	1名



会員のコーナー

「中国共産党建党100年秘史を読んで」

金沢支部 **的場 晴次**

遠藤誉氏の「中国共産党建党100年秘史」に拠れば、日中戦争において日本軍が蒋介石の国民党軍と戦っていた時に、毛沢東は密かに日本軍を応援し、日本軍に国民党軍の情報を流していたとのことだが、これは共産党は蒋介石が率いる国民党から弾圧されたことにより、敵の敵は味方とばかりに毛沢東は国民党の動きを日本軍に流していた。

しかも、毛沢東は共産党の勢力を拡大するために、国民党軍と戦っている日本軍を巧みに利用して、着々

と共産党の勢力を中国全土に広げたのであり、毛沢東率いる共産党が中国を治めることができるようになった。

当時、毛沢東は共産党が中国を治めることが可能となったのも、日本軍が国民党軍と戦ってくれたおかげと、感謝の言葉を漏らしていたとのことであり、習近平中国国家主席もこの様な歴史に鑑みて、多少なりとも日本に感謝の気持ちを持ってもらいたいと思うのは私の妄想だろうか。

「古き同僚を偲ぶ昭和の名曲」

金沢支部 **明石 弘貴**

先日深夜、暑さで目が覚めたので、イヤホンでラジオを聞いていると、三波春夫特集があり、代表曲の一つ「大利根無常」が流れました。久しぶりに聞く昭和の名曲でした。もちろんその長いセリフも聞けました。「止めて下さるな 妙心殿 落ちぶれ果てても平手は武士じゃ、男の散り際は知つて居り申す。行かねばならぬ、そこをどいて下され、行かねばならぬのだ」と浪花節調の名調子を久しぶりに聞きました。他にも、東京オリンピックの「東京五輪音頭」や大阪万国博覧会の「世界の国からこんにちは」なども聞けました。

ところで、私が三十歳台後半の頃勤めていた職場で、この「大利根無常」をカラオケで歌うことがとても上手な同僚がいたことを深夜にも関わらず、懐かしく

思い出しました。彼はもちろん長いセリフも淀みなく朗々と歌い上げていました。

寝苦しい夏の深夜、思わず聞けた昭和の名曲に聞き入り、約三十年前の楽しかった職場と同僚を偲ぶことができました。あの時のあの同僚は、コロナが落ち着いてきた今、またきっと、スナックなどで「止めて下さるな妙心殿♪」と歌い上げているに違いありません。

私は令和のあいみょんの曲も大好きですが、昭和の三波春夫の良さも熱帯夜の深夜、再認識しました。寝苦しく蒸し暑い夏の夜に大きな得をしたような気分でした。また昔の同僚の「止めて下さるな妙心殿♪」の名調子を聞きたくなりました。

会員の動き

【新規登録事項】 20名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R5. 1.15	金沢	中村 孝治	金沢市広岡1丁目3番1号 金沢駅西シャンブル18 202号室	076-222-5654
R5. 2.15	小松	坂本 大輔	小松市芦田町二丁目18番地	0761-22-8231
R5. 3. 1	小松	荒川 朋範(東経より転)	小松市日末町ム118番地	080-1955-7993
R5. 3. 1	金沢	河原 裕子	金沢市東力三丁目82番地3	076-292-2445
R5. 3.15	金沢	大田 洋平	金沢市諸江町27番11号	076-233-0007
R5. 3.15	金沢	竹口 雄治	金沢市笠舞2丁目15番4号	076-265-5339
R5. 3.15	金沢	高比良 麻希子	河北郡津幡町字清水イ107番地1	076-204-8740
R5. 3.15	加賀	永野 登志雄	加賀市松が丘2丁目13番地3	090-4346-2085
R5. 4. 2	金沢	比良 紀敬	金沢市北安江4丁目27番12号 ウエストアベニュー103号室	076-205-7270
R5. 4.15	金沢	麻本 匠浩	金沢市粟崎町4丁目29番地	080-3745-4992
R5. 5. 1	金沢	坂元 敦	金沢市寺町2丁目5番1号	090-2126-3346
R5. 5.15	金沢	池田 勉	金沢市御供田町ハ7番地4	076-259-1413
R5. 5.15	小松	彦田 麻衣子	能美市緑が丘5丁目18番地 ドミール緑が丘101	0761-46-6889
R5. 5.15	加賀	藤懿 仰	加賀市山中温泉塚谷町1丁目117番地	090-4682-8418
R5. 6. 1	金沢	東 翔平	かほく市白尾ホ27-13	076-207-4252
R5. 6. 1	金沢	内藤 正雄	金沢市森山1丁目16番11号	076-209-7242
R5. 6. 1	七尾	堀 聰	羽咋郡志賀町給分二の19番地9	0767-42-0535
R5. 6.15	金沢	相原 秀行	金沢市四十万町リ53番地	090-8095-5560
R5. 7. 1	金沢	一谷 功史	河北郡津幡町字横浜は95番地5	090-1390-3077
R5. 7. 1	金沢	出口 敬一	白山市福留町181番地7	090-1312-4947

【事務所所在地変更】 7名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
R5. 1.13	加賀	上野 哲男	加賀市加茂326番地1 LFマンション1F 3	0761-75-7218
R5. 1.31	金沢	三納 昭博	野々市市三納二丁目65番地	070-4321-6774
R5. 1.31	七尾	末廣 淳	羽咋市川原町テ82番地4	0767-22-3880
R5. 3.15	金沢	松田 等	金沢市直江東二丁目122番地1 石川県自動車販売店会館内	090-8969-5011
R5. 4.14	金沢	橘 泰至	金沢市糸田2丁目182 ヴィレーラ206号室	090-7080-8451
R5. 6.14	金沢	高見 裕樹	金沢市額谷3丁目2番地 和峰ビル1階北	076-203-9314
R5. 6.14	金沢	原田 充	河北郡津幡町字北中条八号66番地3 グローリア沙羅202号室	076-299-5037

【退会者】 6名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由	受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R5. 2. 1	金沢	黒山 聖也	他会転出	R5. 3.31	金沢	齊藤 芳輝	廃業
R5. 2.28	加賀	中川二三夫	廃業	R5. 3.31	金沢	小関 裕一	廃業
R5. 3.27	小松	宮下 知己	廃業	R5. 4.28	七尾	堀野 茂	廃業

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。さて、令和5年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたく
よろしくお願ひ申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

記

- 石川県行政書士会
令和5年度会費 金 72,000円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会

- 日本行政書士政治連盟
令和5年度会費 金 5,400円
納入方法 払込取扱票により納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00720-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

後 洋平

今回初めて編集作業に携わらせていただきました。ありがとうございました。本当に会報誌のインタビューという建前のおかげで行政書士の大先輩に質問し放題でした。次号以降も皆さんに読みたくなるインタビューをしていきます。ありがとうございました！

西海 雅規

今回初めて会報いしかわのグループリーダーとして、編集に携わりました。作成にあたり、さまざまな情報源のリサーチを行い、内容を精査しました。私たちが目指すのは、会員の皆さまに価値ある情報を提供することであり、そのためには正確性と信頼性が不可欠です。この会報がそのお役に立てれば幸いです。

柳 和磨

この度、初めて会報誌の作成に携わる機会を頂きました。全てが初めての経験で、1冊の会報誌を作成する難しさを痛感しました。今回の経験を次号以降へ活かすべく、精進してまいります。

坂本 明世

今回から会報いしかわの編集に加わる事になりました。今まで編集という作業は未経験で手探り状態からのスタートですが、より魅力的な「会報いしかわ」となるよう務めますのでよろしくおねがい致します。

東海林 勝

数年ぶりに石川県行政書士会の理事を拝命し、広報監察部として会報の編集作業に携わらせていただきました。編集作業を通じて、改めて行政書士という仕事の「面白しさ」や「深み」を知ることができました。行政書士がもっと認知されると良いですね。今後とも、よろしくお願ひいたします！

出見世雅之

ここ数年私がハマっているのがプロ野球阪神タイガースの応援です！今年は優勝できそうなのでさらに応援に熱が入り”マジで”仕事にも支障が出るくらい…(泣)広報監察部の寺分副会長も大の阪神タイガースファンだとか！一緒に観に行きたいですね！

編集後記 11

敬称略・五十音順

寺田圭佑

今年度から役員となり、初めての会報いしかわ発行となります。これまで、一読者として楽しみにしておりましたが、これからは責任感を持って関わっていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

寺分 努

第74号は中川幸雄部長と西海雅規会報Gリーダーを中心として発行する最初の会報となりました。メンバーも大幅に変わり、新しい時代の息吹を感じる内容となっております。部員の皆様、編集作業本当にありがとうございました！

中川 幸雄

会員数が400名を超え、Bande第74号は500部発行。その重みを感じつつ「伝統の継承」と「新たな挑戦」のバランスに悩みながら西海リーダーを中心にお話し合いを重ねました。企画を決定し執筆のお願いを終えホッと一息ついたのも束の間、Twitterが「X」に変わったため表記の問題が発生！まさかコロナ収束後もマスクに悩まされるとは(笑)

中村 敏彦

今期の会報グループのメンバーは、中川部長、西海リーダーをはじめ、今までになく若い方々が中心となり、きっちりと組織立て機敏に動いているように感じ、今までとは「違い」が感じられる会報になったのではないかと思います。会報に関わって7年、部員として参加した私は、不測の事態に備え後方に控えておりましたが、出番なく無事発行の運びとなりました。

林 正志

今回初めて広報いしかわの編集部員として携わることになりました。これまで長い間、業務を通じて習得した知識や経験を踏まえて、新しい視点から会員の皆さまに少しでも役立つ情報の提供に努めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとボンド。会報発行を通して会員同士の繋がり、市民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

会報いしかわ 第74号

発行日 令和5年9月10日

発行人 会長 向井 隆郎
広報・監察部長 中川 幸雄

発行所 石川県行政書士会
〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目2番地

石川県総合会館3階

TEL 076-268-9555

FAX 076-268-9556

E-mail:office@ishikawagyousei.org

URL:https://www.ishikawagyousei.org/



東海林勝 出見世雅之 林正志 柳和磨 坂本明世



寺田圭佑

中川幸雄

寺分 努

西海雅規

後 洋平

中村敏彦


このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家



青島 明日香

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

 日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations

 石川県行政書士会

後援: 総務省
石川県

令和5年度行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日



官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○経営事項審査 ○在留資格・帰化許可 ○古物商許可
- 風俗営業許可 ○農地法許可 ○開発許可 ○産業廃棄物処理業許可
- 貨物・旅客自動車運送事業許可 ○各種法人設立 ○各種契約書作成
- 内容証明・クーリングオフ ○相続・遺言に関する手続 ○自動車登録・車庫証明